

第4次都城市市民公益活動・協働推進計画



幸せ上々、みやこのじょう
日本一の肉と炊飯。とっておきの自然と伝統

令和5年4月
都 城 市

はじめに

私たち都城市民を取り巻く環境は、少子・超高齢化の進展、人口減少、環境問題、さらに近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会・経済への影響など新たな課題が山積しています。その一方で、市民のニーズはより一層多様化・複雑化してきており、従来の行政サービスだけでは十分に応えることが難しい状況にあります。

こうした状況に対応していくために、本市では、平成29年3月に策定した「第3次都城市市民公益活動推進計画」に基づき、市民参加・参画、協働についての啓発を進めるとともに、市民公益活動団体の育成や活動団体間の連携を支援し、協働の体制づくり等を進めてまいりました。

今回、第3次都城市市民公益活動推進計画の期間終了を迎えるに当たり、第4次都城市市民公益活動推進計画策定委員会の意見、市民公益活動団体の実態調査、市職員の協働に関する意識調査の結果等も踏まえ、「第4次都城市市民公益活動・協働推進計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

本計画では近年の状況を踏まえつつ、これまでの取組における課題を整理し、新たな視点を取り入れ、協働によるまちづくりを更に推し進めていくための方針、方向性を定めています。

これからは、市民、団体、企業、行政など多様な主体が目標、目的を共有し、みんなで取り組んでいくことが重要となります。

第2次都城市総合計画に掲げる都市目標像「市民の笑顔が広がる南九州のリーディングシティ」の実現に向けて、誰もが将来に対する夢と希望を持ち、笑顔で暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定に当たって、御尽力いただきました「第4次市民公益活動推進計画策定委員会」委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました市民の皆様に心から厚く御礼申し上げます。

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間.....	1
4 進捗管理.....	1
第2章 市民公益活動と協働の定義.....	2
1 市民公益活動の定義.....	2
2 協働の定義.....	4
第3章 現状と課題.....	6
1 全国の動向.....	6
2 宮崎県内の動向.....	7
3 都城市の現状.....	8
4 市民公益活動・協働の現状と課題.....	9
① 認知・理解に関すること.....	9
② 組織・活動に関すること.....	11
③ 人材に関すること.....	12
④ 協働に関すること.....	13
第4章 方針と方向性.....	14

資料 市民公益活動団体の実態調査及び市職員の協働に関する意識調査 結果
計画策定委員会

第1章 計画の概要

1 計画の目的

すべての市民が、市民公益活動に対する理解を深め、協働によるまちづくりを推進することにより、市民公益活動の活性化を図り、多様な主体が協働して地域の課題解決、地域の活性化及び公的サービスの質の向上を図ります。

2 計画の位置付け

第2次都城市総合計画に掲げる「本市の目指すまちの姿」のうち、「市民が主役のまち」を実現するための指針としてまとめたものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

4 進捗管理

方針ごとに評価指標を設定し、毎年度効果を検証します。

第2章 市民公益活動と協働の定義

1 市民公益活動の定義

(1) 市民公益活動とは

本計画において、「市民公益活動」とは、以下の要件全てを満たす活動と定義します。ただし、政治活動や宗教活動を主目的とする活動は除きます。

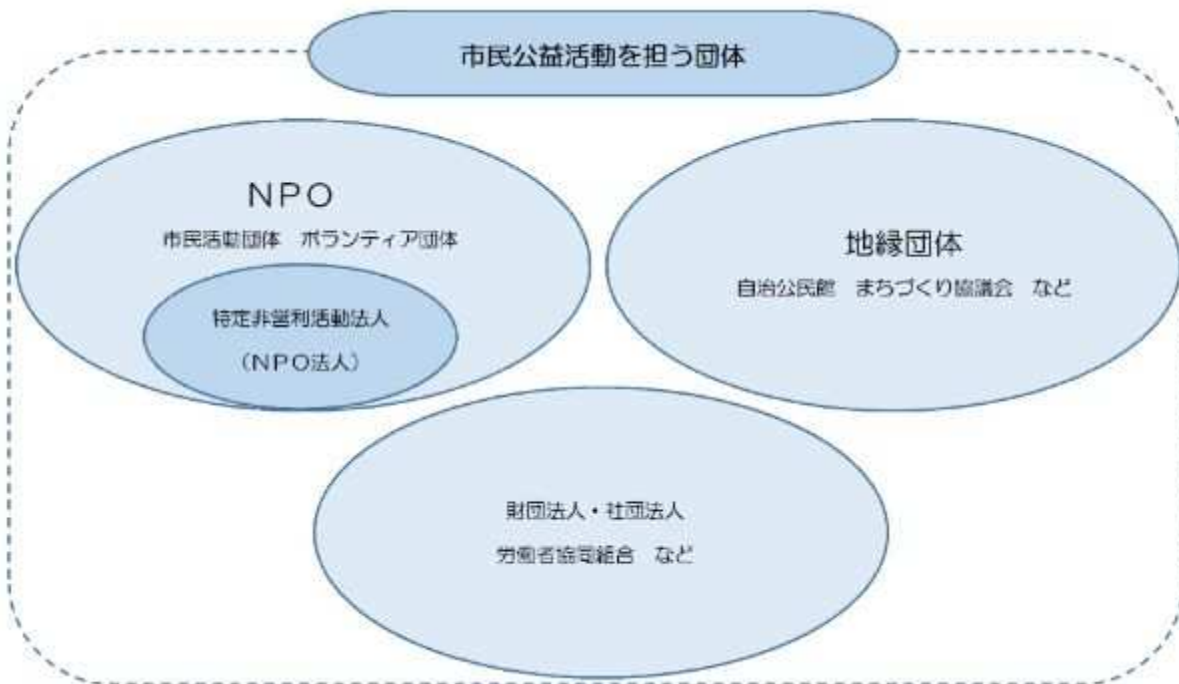
要件1 市民が自発的・自立的に行う、営利を目的としない社会貢献活動

要件2 市民一人ひとりまたは市民意識によって支えられ、参加が開かれている活動

要件3 社会的使命（ミッション）を持ち、社会変革の一翼を担う活動

(2) 市民公益活動を担う団体

本計画では、以下の団体を「市民公益活動団体」とします。



① 市民公益活動団体

市民公益活動の定義を満たす団体です。

② NPO

NPOは、「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体のことをいいます。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、特定非営利活動法人（NPO法人）といい、本市では、令和4年11月末現在で62団体が存在します。

③ ボランティア団体

ボランティアは、自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為であり、ボランティア団体は活動を通して、個々の思いを共有することを目的としています。

④ 自治公民館

自治公民館は、本市における最も身近で地域に密着した組織で、令和4年12月末現在で301団体が存在します。地域防災活動や、地域のリサイクル活動等は、自治公民館が主体となって取り組んでいます。

市では、自治公民館への加入や活動参加を促し、地域住民が支え合い、助け合いながら健やかに生活できるふるさとを実現するため、平成29年12月に「都城市自治公民館加入及び活動参加を促進する条例」を制定しました。

⑤ まちづくり協議会

まちづくり協議会は、地域住民の自主的な意思により、中学校区を地域の単位として設立された組織で、市内15地区に設置され、地域住民、企業や団体等と連携して、それぞれの地域の特性をいかした活動に主体的に取り組んでいます。

まちづくり協議会には、地域運営組織¹としての役割も期待されており、各地区で「まちづくり計画²」を作成し、地域活性化事業³をはじめ、まちづくり計画に基づく様々な事業に取り組み、まちづくりを推進しています。

⑥ 財団法人と社団法人

財団法人とは、一定の目的（社会貢献など）のために集められた財産（お金や土地）を管理し、運営するために作られる団体のことです。また、社団法人とは何かを行うことを目的として集まった人々によって運営していく団体のことです。

一般社団法人と一般財団法人は、平成20年12月に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が施行されたことにより設立できるようになった法人形態であり、準則主義（登記）より簡便に法人格を取得することができるようになりました。

⑦ 労働者協同組合

労働者協同組合は、令和4年10月に施行された「労働者協同組合法」に基づいて設立された法人のことです。

¹ 地域運営組織…総務省が定める「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域運営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織

² まちづくり計画…地域のまちづくり協議会が、地域の課題等に対して目標や方針を定め、より良い地域をつくるための方策（施策）を示したもの

³ 地域活性化事業…地域課題の解決や地域活性化を図るため、まちづくり協議会や地域住民等が自ら考え実行する事業

2 協働の定義

(1) 協働とは

本計画において、「協働」とは以下のように定義します。また、このような協働が成立するには、以下の4つの条件を満たす必要があります。

定 義

共通の公共的目的達成のため、行政、NPO、企業等といった多様な主体が、お互いの立場や特性を認識・尊重しながら協力・協調すること

- 条件1 協働する両者が対等であり、自主性を失わない
- 条件2 協働する両者が、力を合わせて具体的に働く
- 条件3 協働する役割と責任が明確で、他者に公開されている
- 条件4 事業目的に公益性がある

(2) 協働の効果

① 市民自治意識の醸成

市民公益活動団体が、行政との協働を通して公共を担うことは、市民自らが地域社会の課題を解決していかうとする市民自治意識の醸成につながり、さらには仕事もしくはボランティアとして、市民が公益活動へ参加する道を開くことができます。

② 多様化するニーズへの対応

少子・超高齢化、環境問題、雇用、地域振興など、複雑・多様化する市民ニーズに対して、十分な対応が困難になりつつあります。

地域の課題やニーズを的確に把握し、地域に密着した活動を行っている市民公益活動団体が、パートナーとして行政と協働することにより、ニーズに柔軟に対応し、満足度の高いサービスを提供することが可能となります。

さらに、市民公益活動団体の活動が充実し、活動範囲の拡大や単独では実施できない質の高い活動を展開することができます。

また、団体に対する理解や評価が高まる機会や新たな雇用の創出にもつながります。

③ 公共サービスの効率化

財政的厳しさから公共サービスの効率化への工夫が求められ、市民公益活動団体との協働によって効率の良い公共サービスを提供することが可能となります。

(3) 協働の領域

協働の領域は、サービス提供の主体によって図1のように3つの領域に分けられます。




市民の多様な公共ニーズに対応するために、協働の領域が拡大し、その中でも市民の主体性の下に行われる領域が拡大することが望めます。

図1 公共サービスにおける協働の領域

市民の責任と主体性によって独自に行う領域	市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域	市民と行政がそれぞれの主体性のもとに協力して行う領域	市民の協力や参加を得ながら行政の主体性のもとに行う領域	行政の責任と主体性によって独自に行う領域
(市民の領域)	市民と行政の「協働」			(行政の領域)

(4) 協働の形態

本計画では、協働の形態を、以下の5つに分類します。

<p>協働委託</p>	<p>両者の対等性を確保しながら、受託者の持つ特性が発揮され、より良い市民サービスが期待されるような事業は、協働委託として薦められます。</p>	
<p>補助や助成</p>	<p>協働のパートナーが行う公益的的事业について、行政が公益上必要と認めた事業に対して財政的な支援を行う形態です。</p>	
<p>共催</p>	<p>協働のパートナーと行政それぞれが、共に主催者となって共同で一つの事業を行う形態です。</p>	
<p>事業協力</p>	<p>協働のパートナーと行政が、一定期間継続的な協議のもとに物品や場所の提供を行うなどの事業協力形態です。</p>	
<p>情報の提供 ・提言</p>	<p>協働のパートナーと行政との単なる情報や技術の提供だけでなく、行政が事業を企画立案する段階で団体の特性や能力を活かし、行政に無い発想で政策提言を行う場合もこの形態に含まれます。</p>	

第3章 現状と課題

1 全国の動向

わが国では、1980年代後半になって、市民活動の台頭が目覚ましくなります。具体的には環境保護団体、海外協力団体、芸術文化団体、地域福祉団体のようなそれぞれのテーマ性を持った市民団体が、アメリカからNPOの概念が伝わってきた影響で、同じ課題のために連携して活動するようになってきました。

平成7年の阪神・淡路大震災をきっかけに、これらの団体の重要性が全国的に強く認識されるようになると、「市民公益活動」という概念が浸透してきました。そして、平成10年に「特定非営利活動促進法=NPO法」が制定されて、法人格を有する非営利組織等により、保健、医療、環境、文化芸術、まちづくり分野など様々な分野において活動が展開されるようになり、NPO法人の制度が確立されました。NPO法の成立以降、各地でボランティアセンター、市民活動センター等の中間支援組織の設立が進み、社会福祉分野を越え、広くNPO法人等の支援を進めるようになりました。

NPO法人は毎年増加の傾向をたどり、年間約1,200団体の割合で新しく設立され、平成29年6月末時点では51,629団体が活動していました。しかし、令和3年10月末時点では50,867団体となり減少傾向にあります。

表1に都道府県別NPO法人数を示しました。なお、宮崎県の法人数は、全国23位に位置しています。

表1 都道府県別NPO法人数

所轄庁	認証法人数	認定法人数	特例認定法人数	所轄庁	認証法人数	認定法人数	特例認定法人数	所轄庁	認証法人数	認定法人数	特例認定法人数	
北海道	1,231	13		三重県	743	6		沖縄県	481	5		
青森県	407	4	1	滋賀県	587	23	1	札幌市	931	18		
岩手県	480	21		京都府	524	10	1	仙台市	407	18		
宮城県	410	10		大阪府	1,793	15	1	さいたま市	381	9		
秋田県	348	3		兵庫県	1,420	26	2	千葉市	377	10		
山形県	435	8		奈良県	516	3		横浜市	1,511	69		
福島県	929	21	1	和歌山県	384	7		川崎市	362	12		
茨城県	861	18		鳥取県	300	7		相模原市	233	12		
栃木県	627	13		島根県	284	6		新潟市	260	10		
群馬県	604	11		岡山県	489	6		静岡市	334	13	1	
埼玉県	1,767	28	2	広島県	436	7	1	浜松市	229	8	1	
千葉県	1,602	32	1	山口県	426	9	1	名古屋市	869	29	2	
東京都	9,157	299	2	徳島県	354	8		京都市	821	33	6	
神奈川県	1,482	48	2	香川県	383	7	1	大阪市	1,422	44	2	
新潟県	463	9		愛媛県	485	6	1	堺市	264	3		
富山県	379	4		高知県	338	8		神戸市	766	24		
石川県	371	8		福岡県	813	10	1	岡山市	283	12		
福井県	247	4	1	佐賀県	379	10		広島市	354	3		
山梨県	477	8	2	長崎県	509	8		北九州市	289	4		
長野県	881	16	2	熊本県	441	5		福岡市	607	16		
岐阜県	745	13	1	大分県	461	6		熊本市	306	5		
静岡県	680	14	1	宮崎県	442	5		全国	50,867	1,181	39	
愛知県	1,118	25	1	鹿児島県	881	3					1,220	
												総認定法人数

(参考：内閣府NPOホームページ) (令和3年10月末時点)

国は、古くからの日本の地域や民間の中にあつた人々の支え合いと活気ある社会である「公共」を現代にふさわしい形で再編集し、人々や地域の絆をつくり直すことが求められているとして、平成22年に「新しい公共⁴」宣言を行いました。この宣言を受け、平成23年度からNPOの活動基盤強化を目的とした「新しい公共支援事業」を始めました。「新しい公共」は、従来は官が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開き、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担うなど、市民、NPO、企業等がともに支え合う仕組み、体制が構築されたものです。あらゆる要望にきめ細かく応えるサービスが、市民、NPO、企業等によりムダのない形で提供され、また、一人ひとりの居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にする社会の実現が目的です。支援事業は、行政が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開く仕組みを試行することを通して、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、「新しい公共」の拡大と定着を図ってきました。

その後、平成25年には「共助社会づくりの推進」が提唱され「すべての人材が、それぞれの持ち場で、持てる限りの能力を活かすことができる“全員参加”が重要であり、自助・自立を第一としつつも、自助・共助・公助のバランスのとれた政策を検討していく必要がある。公助について財政上の制約がある中で、地域の課題に対応し活性化を図っていくためには、共助の精神によって、人々が主体的に支え合う活動を促進することで、活力ある社会にしていくことが必要である。」とされました。個人の多様な価値観や意思を尊重しつつ、新たなつながりを構築し全員で作り上げていく社会を目指すという考え方です。

NPO等や企業、行政などの様々な主体による地域課題解決の活動参加、相互に連携しながら市民を支え、また市民自身も担い手の一人として社会参画をしていくことが求められる時代になってきています。

2 宮崎県内の動向

県では、平成17年7月にNPO活動支援センター事業を開始し、相談業務に加え、NPOのための企画力向上研修を実施しているほか、平成25年にはボランティアやNPO等、企業による社会貢献活動と行政を含めた多様な主体の協働を促進するに当たって、中長期的に進める方向性を示すために「みやざき社会貢献活動促進基本方針」を策定しました。

平成28年度には、みやざきNPO・協働支援センターを開設するなどNPO活動の環境整備を進めています。また、平成30年3月に県職員向けの「協働テキストブック」を作成し、協働に取り組む県の姿勢を示しています。

宮崎市は、県内でNPO法人数がもっとも多く、市民活動団体の活動拠点として宮崎市民活動センターを平成12年8月に開設し、ボランティアコーディネートや人材育成、団体の活動支援等を行っています。また、「すべての市民が相互に支え合う地域社会の実現」を目指して、平成16年に「宮崎市市民活動推進基本方針」を（平成25年改訂）、平成17年には「市民と行政の協働のルールブック」を策定（平成20年改訂）し、市民との協働事業の推進に取り組んでいます。

⁴ 新しい公共…これまでの公共サービスは、行政が管理的に提供する立場、市民は供給される立場であったが、新しい公共は公共サービスを市民自身やNPOが主体となり提供する社会、現象、または考え方。

表2 宮崎県内の市町村別NPO法人数（令和4年8月末時点）

所轄庁	市町村	法人数	所轄庁	市町村	法人数	
宮崎県	宮崎市	9	宮崎市	宮崎市	159	
	都城市	2	都城市	都城市	60	
	延岡市	1	延岡市	延岡市	38	
	新富町	1	日南市	日南市	24	
	三股町	8	小林市	小林市	17	
	国富町	5	日向市	日向市	19	
	綾町	4	串間市	串間市	11	
	西米良村	1	西都市	西都市	8	
	木城町	4	えびの市	えびの市	8	
	都農町	4	高原町	高原町	5	
	門川町	7	高鍋町	高鍋町	12	
	椎葉村	2	新富町	新富町	6	
	美郷町	1	川南町	川南町	2	
	高千穂町	9	市町村合計		369	
	日之影町	2				
	五ヶ瀬町	5				
宮崎県合計		65				

(提供：宮崎県生活・協働・男女参画課)

3 都城市の現状

本市は、従来、自治公民館や社会教育団体等、地域を中心にした活動が盛んで、公益活動も展開してきました。これらに加え、1980年代の後半以降は、市民団体による組織をベースにした活動が活発になってきました。

1990年代の後半になると、これらの団体のネットワークの重要性が認識され始めました。そこで、都城圏域の市民公益活動を紹介し、ネットワーク形成に役立つ目的で、平成8年にグループ情報誌「友誘遊⁵」が作成され、以来、年1回発行し活用されてきました。平成16年には、各市民団体の代表から構成された委員会で「市民公益活動推進構想」が策定されて、施策の方針が示されました。

同じく旧北諸県郡4町でも、いくつかの分野で市民活動団体が結成され、これらのネットワークを形成する活動も生まれました。

平成19年から宮崎県からの権限移譲を受けNPO法人設立の認証業務及び、NPO法人設立に関わる手続等の相談対応を開始しました。

平成24年4月には特定非営利活動促進法（NPO法）の改正において、活動分野が20分野に拡大したこともあり、NPO法人の設立の増加につながりました。また、法人の活動も時代の変遷に伴いさまざまな分野での取組が始まり、新しい協働事業が創出されています。

中間支援組織については、都城市社会福祉協議会が、平成24年度から都城市の委託を受け運営してきましたが、組織の編成により平成31年3月をもって委託業務を終了し、都城市では、現在、中間的役割を持った組織体制がない状態です。また、それに伴い、協働商談会⁶及びグループ情報誌「友誘遊」の発行も終了しています。

⁵友誘遊・・・都城市の市民活動を紹介する情報誌。年1回発行。都城市内の市民団体や市民グループの活動内容と連絡先を掲載している。

⁶協働商談会・・・NPO・行政・企業・地域型の地域活動団体等が一堂に会し、繋がり、活動の機会を広げる情報交換や交流をする場

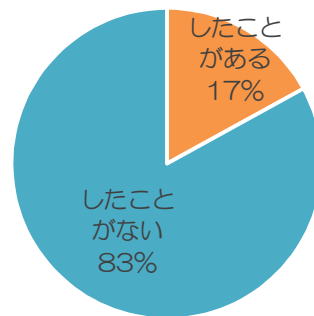
4 市民公益活動・協働の現状と課題

① 認知・理解に関すること

令和2年6月に内閣府が発表した「市民の社会貢献に関する実態調査」によると、「ボランティア活動をしたことがある」と回答した人の割合が全体の17.0%と非常に少ない結果でした。

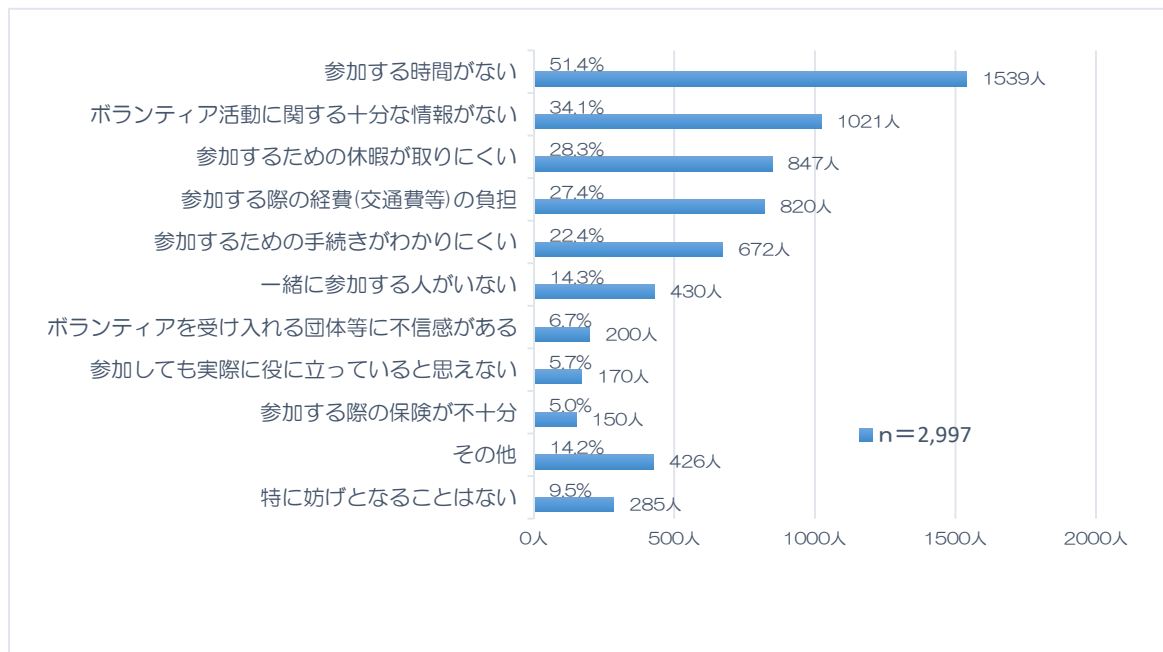
また、ボランティア活動への参加の妨げとなる要因として、「参加する時間がない」と回答した人の割合が51.4%と最も多く、次に「ボランティア活動に関する十分な情報がない」と回答した人の割合が34.1%でした。

図2 ボランティア活動経験の有無



出典：令和元年度「市民の社会貢献に関する実態調査」内閣府

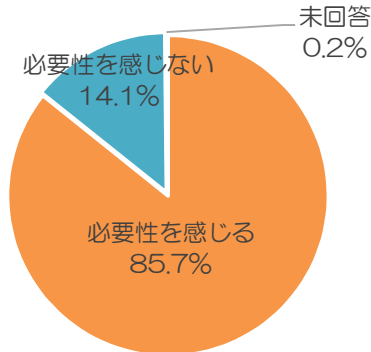
図3 ボランティア活動への妨げとなること（複数回答）



出典：令和元年度「市民の社会貢献に関する実態調査」内閣府

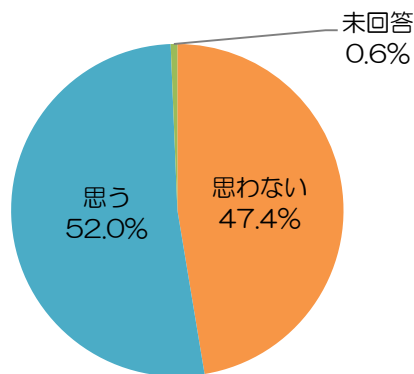
また、令和4年9月に実施した「市民公益活動と行政の協働に関する都城市職員意識調査」（以下「職員意識調査」という。）では、協働の必要性を感じている職員は85.7%と高い比率を占めていますが、市民公益活動団体と協働が進んでいないと感じている職員が半数近くいることがわかります。

図4 これからの公共サービスにおいて、協働を推進していく必要性を感じますか。



出典：令和4年「市民公益活動と行政の協働に関する職員意識調査」

図5 都城市では、市民公益活動団体と行政との協働が進んでいると思いますか。



出典：令和4年「市民公益活動と行政の協働に関する職員意識調査」

課題

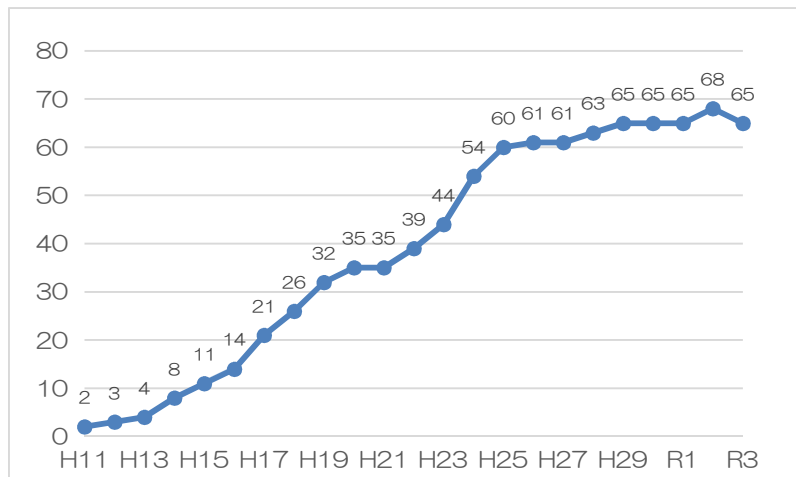
- どのような市民公益活動があるか、市民に広く知ってもらう必要があります。
- 市民公益活動団体と行政との協働を、これまで以上に進めていく必要があります。

② 組織・活動に関すること

NPO 法人の数は、特定非営利活動促進法の施行後、着実に増えてきていましたが、平成25年度以降横ばい傾向にあります。

その一方で、SDGs、CSR 活動、連携協定の締結による活動等に、積極的に取り組む企業が増えていることや、平成20年の公益法人制度改革、また、令和4年10月の労働者協同組合法の施行などにより、NPO 法人に限らず、様々な主体が市民公益活動に取り組むようになっています。

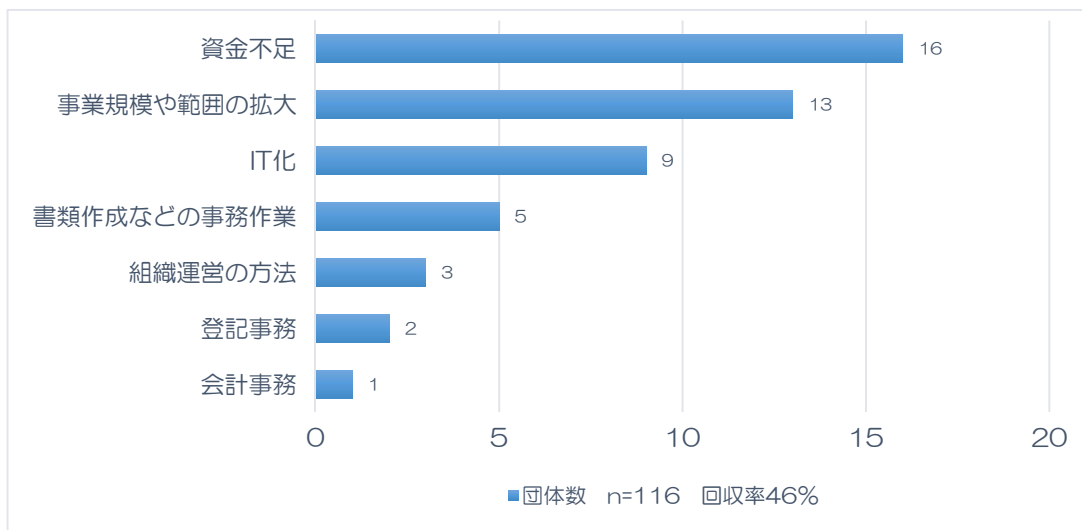
図6 NPO 法人数の推移



出典：都城市地域振興部地域振興課

市民公益活動の運営をするに当たり、資金不足を課題としてあげている団体が最も多く、次いで事業規模の拡大や範囲の拡大、法人化及びIT化等の専門的な知識を必要としていることが分かります。

図7 現在の活動において、困っていることは何ですか。(複数回答)



出典：令和4年「市民公益活動団体についての実態調査」

課題

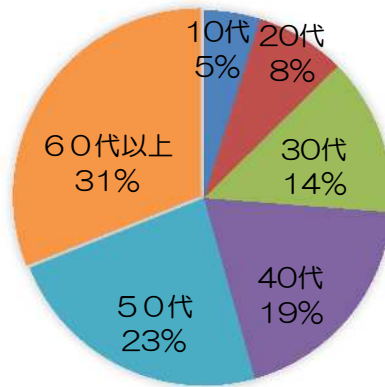
- ・活動をするための資金や、専門的な知識に関する支援が必要です。

③ 人材に関すること

市民公益活動団体の会員は、全体的に年齢層が高く、現在の活動において、会員の高齢化を課題として捉えていることが分かります。

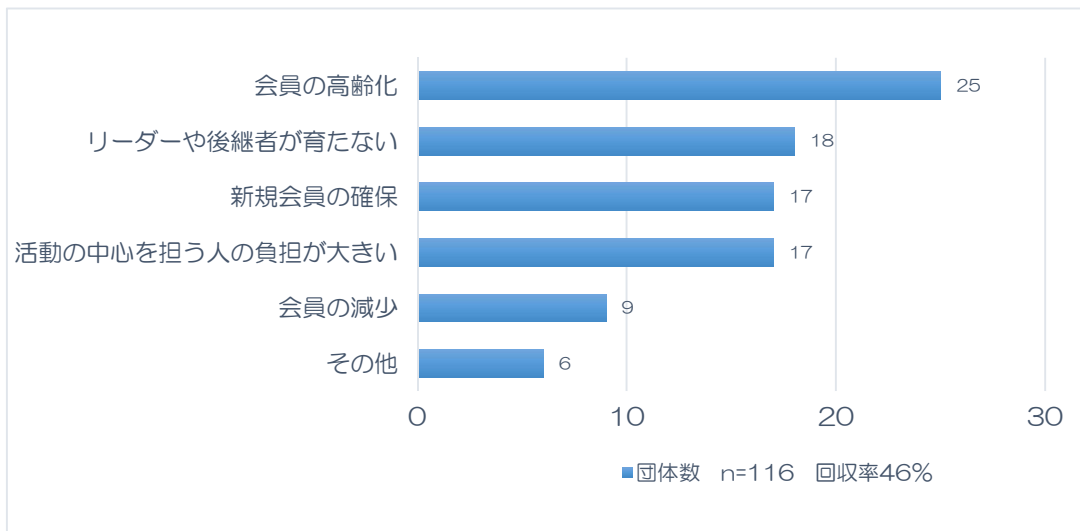
また、活動の中心となるリーダーや後継者が育たないこと、新規会員の確保についても課題であることが分かります。

図8 市民公益活動団体に所属する会員の年齢層



出典：令和4年「市民公益活動団体についての実態調査」

図9 現在の活動において困っていることは何ですか（複数回答可）



出典：令和4年「市民公益活動団体についての実態調査」

課題

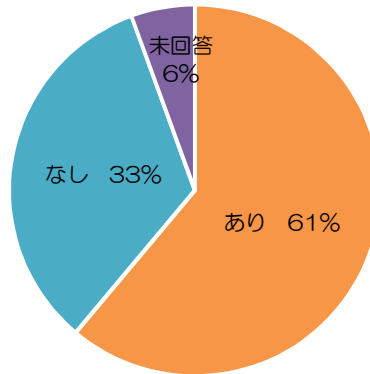
- ・リーダーや後継者となるような若い人材の育成支援が必要です。

④ 協働に関すること

今後の市民公益活動において、新たな協働を考えている団体が61%あり、市を協働の相手方として望んでいる団体が最も多いことが分かります。

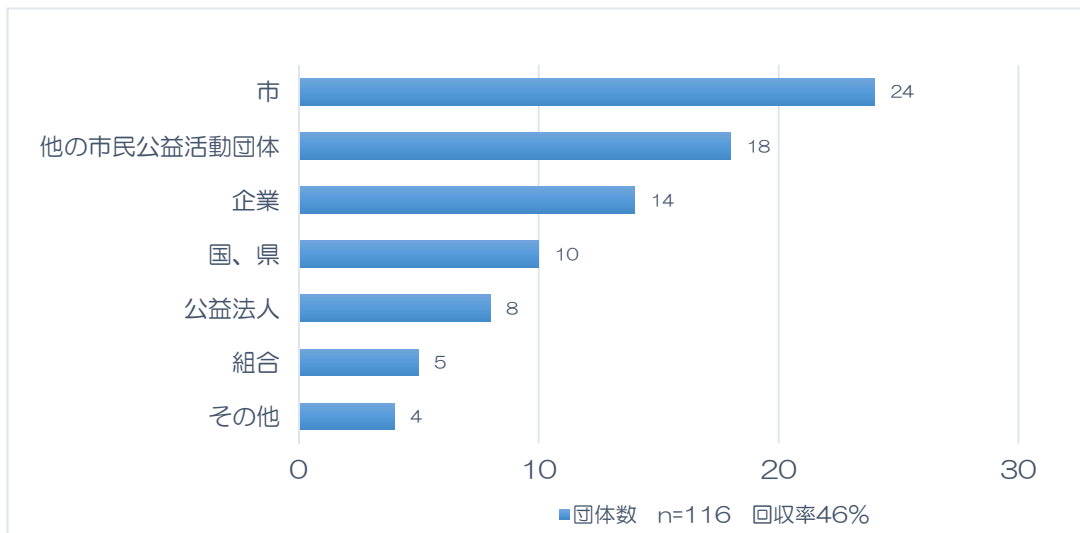
行政においても、人口減少や超高齢化社会を迎える中、より効果的な事業を展開するためには、様々な主体が協働してそれぞれが持つ強みをうまく活用することが必要です。

図10 今後、貴団体の活動において、新たに協働をしていく可能性がありますか。



出典：令和4年「市民公益活動団体についての実態調査」

図11 今後、希望する協働相手は、どのような団体ですか（複数回答可）。



出典：令和4年「市民公益活動団体についての実態調査」

課題

- 市においても、積極的に協働に取り組む必要があります。
- 様々な主体と協働できる「場」を作ることが必要です。

第4章 方針と方向性

第2次都城市総合計画第2期総合戦略に掲げる重点プロジェクト「協働によるまちづくりの推進」のため、4つの方針を定め、取り組みます。

重点 プロジェクト

協働によるまちづくりの推進



方針1 団体と活動を知ってもらう

- ・市民公益活動団体の情報提供
- ・市民公益活動に関する啓発

方針2 組織と人材を育成する

- ・マネジメント人材の育成支援
- ・市職員の意識醸成

方針3 活動しやすい環境をつくる

- ・活動資金の確保
- ・中間支援機能の確保
- ・庁内体制の整備

方針4 協働を推進する

- ・多様な主体との協働
- ・自治公民館・まちづくり協議会との協働

方針1 団体と活動を知ってもらう

方向性① 市民公益活動団体の情報提供

市のホームページや自治公民館連絡協議会、まちづくり協議会などの団体の情報等とリンクさせるなど、情報共有システムを充実させます。

また、市民公益活動団体の情報を登録し、市と団体または団体同士のネットワークを作ります。

【具体的な取組】

- ・ホームページ、SNSを活用した情報提供
- ・ケーブルテレビ、ラジオ放送など様々な媒体による情報発信
- ・市役所1階電子看板（デジタルサイネージ）の活用
- ・情報誌の発行
- ・市民公益活動団体登録制度の新設



方向性② 市民公益活動に関する啓発

市民や企業を対象に、団体の活動への理解や参加、団体への支援につながるような講座や体験活動を実施します。

【具体的な取組】

- ・市民公益活動に関する市民向け研修・講座
- ・小中学校の児童・生徒を対象とした出前講座
- ・市民公益活動体験会の実施



評価指標	基準値	目標値
市民公益活動団体登録数	— (—)	116 団体 (R9)

方針2 組織と人材を育成する

方向性① マネジメント人材の育成支援

市民公益活動団体の組織運営能力の向上のための、コーディネーター、リーダーなどの組織マネジメントができる人材育成支援として、専門家による講座を開催します。

【具体的な取組】

- スキルアップ講座の実施
- 国や県などが開催する講座の情報発信



方向性② 市職員の意識醸成

市民公益活動や協働を正しく理解し、継続的に取り組めるよう、市職員の意識醸成を図ります。

【具体的な取組】

- 協働を理解し、促進するための職員研修
- 市民公益活動への積極的な参加



評価指標	基準値	目標値
スキルアップ講座の参加者数（累計）	102人 (R元)	600人 (R5~R9)

方針3 活動しやすい環境をつくる

方向性① 活動資金の確保

市民公益活動団体が、補助金の獲得や活用に必要な支援を行います。

【具体的な取組】

- 市民公益活動に対する補助
- 活動資金獲得のための学習会の開催
- 国、県の補助事業の情報提供



方向性② 中間支援機能の確保

市民公益活動団体の継続的な活動を支援するために、中間支援機能の在り方を検討します。

【具体的な取組】

- 中間支援機能の在り方の検討



方向性③ 庁内体制の整備

全庁的に協働を推進するため、各課に協働推進員を配置します。また、協働に関する情報を正確に把握し、既存事業の協働の可能性についても定期的な見直しを図り、施策を進めていきます。

【具体的な取組】

- 各課の協働事業情報の提供
- 各課協働担当職員の配置
- 協働に関する調査、協働に関する情報収集(他市の状況等)



評価指標	基準値	目標値
市民公益活動支援事業費補助金の応募団体数（累計）	15件 (R4)	100件 (R5~R9)

方針4 協働を推進する

方向性① 多様な主体との協働

市民公益活動団体や企業などの協働を推進する交流の場を創出します。

【具体的な取組】

- ・協働商談会の開催
- ・企業等のCSR活動を通じた協働の推進



方向性② 自治公民館・まちづくり協議会との協働

地域内分権を推進するため、地域が課題解決に向けて自ら考え実践していく住民自治の基盤づくりを進めます。

【具体的な取組】

- ・関係機関と連携した環境・防犯・防災などの取り組み
- ・各地区まちづくり計画の推進
- ・地域内の市民公益活動団体などとの協働推進



評価指標	基準値	目標値
市とNPO等との協働事業数	189事業 (R3)	235事業 (R9)

〔1〕 都城市の市民公益活動団体についての実態調査

〈調査概要〉

- ・ 調査期間:令和4年8月16日～9月7日
- ・ 調査対象:NPO法人 65 団体を含むグループ情報誌「友誘遊(ゆうゆうゆう)」(平成 30 年度で廃刊)に掲載されている市民公益活動団体 116 団体)
- ・ 調査内容:都城市の市民公益活動団体についての実態調査
- ・ 調査方法:団体が調査回答票に直接記入し、回収枚数:54 件(回収率 46%)

〈以下、設問に記したもの〉

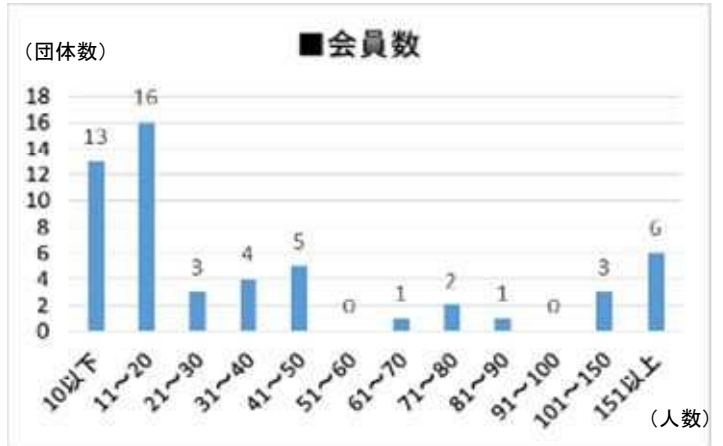
1 調査のねらい

地域の課題を解決するために社会的使命を持ち、主体的に継続的な活動を行うNPO等の団体は、公共の担い手としての役割を期待されています。

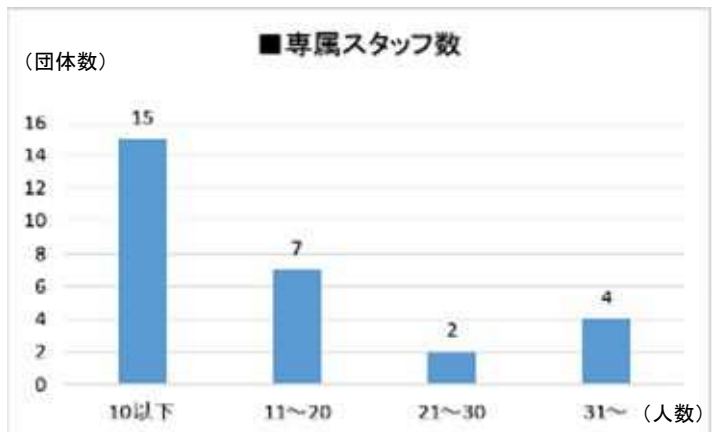
第4次都城市市民公益活動・協働推進計画を策定するに当たり、都城市の市民公益活動団体の現状を把握し、また、それぞれが活動を通して把握されている実態を計画に反映させることを目的として調査を行い、令和5年度から5年間の方向性を定め、実現するための施策を検討します。

I 団体の組織について

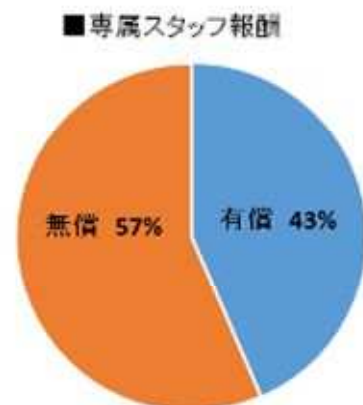
質問 1. 会員数は何名ですか



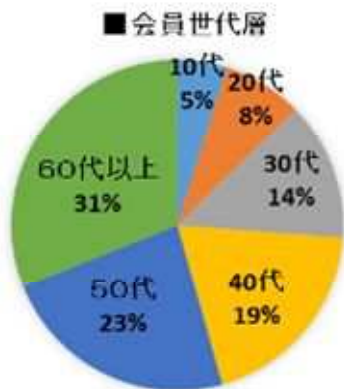
質問 2. 専属スタッフは何名ですか (複数回答可)



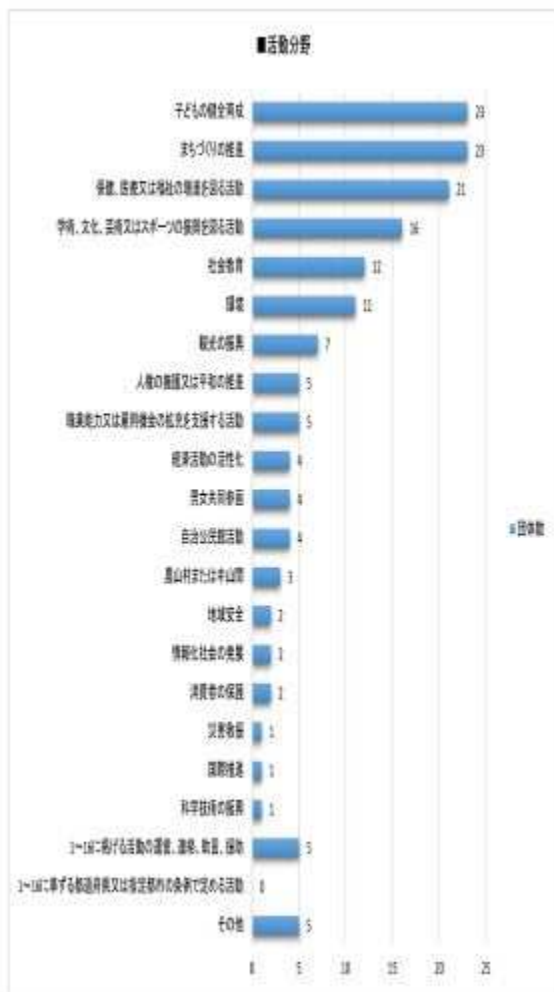
質問 3. 専属スタッフは有償ですか無償ですか



質問 4. 会員の主な世代層は、どの層ですか
(複数回答可)



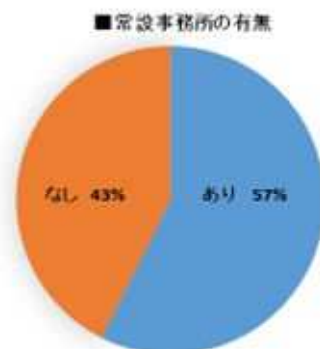
質問 5. 活動分野は何ですか



- ① 子どもの健全育成・・・23
- ② まちづくりの推進を図る活動・・・23
- ③ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動・・・21
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動・・・16
- ⑤ 社会教育の推進を図る活動・・・12
- ⑥ 環境の保全を図る活動・・・11
- ⑦ 観光の振興を図る活動・・・7
- ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動・・・5
- ⑨ 職業能力又は雇用機会の拡充を支援する活動・・・5
- ⑩ 経済活動の活性化を図る活動・・・4
- ⑪ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動・・・4
- ⑫ 自治体公民館活動・・・4
- ⑬ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動・・・3
- ⑭ 地域安全活動・・・2
- ⑮ 情報化社会の発展を図る活動・・・2
- ⑯ 消費者の保護を図る活動・・・2
- ⑰ 災害救援活動・・・1
- ⑱ 国際協力の活動・・・1
- ⑲ 科学技術の振興を図る活動・・・1
- ⑳ 前各分野に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動・・・5
- ㉑ 前各分野に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動・・・0
- ㉒ その他・・・5

紙芝居図書館日本一のまちづくり都城、芸術鑑賞、普及、実技指導、高齢者の生きがいづくり、多世代交流の場所づくり、地域住民と行政等とのつなぎ役、生涯学習・健康づくり・地域住民の自主活動の場の提供地域諸団体のネットワークづくり、交通弱者・高齢者を無償で病院・買物支援

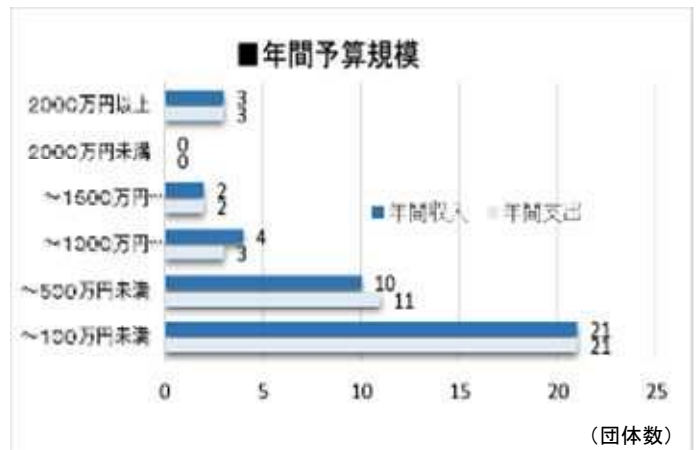
質問 6. 常設の事務所をっていますか



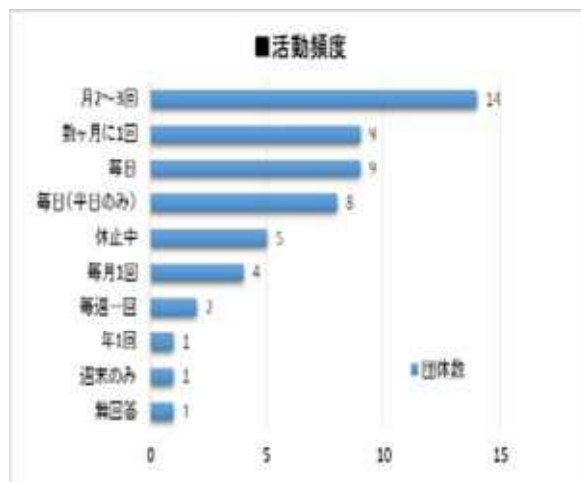
質問 7. 事務所はどここの地区に設置していますか

常設事務所地区名	設置数
姫城	5
小松原	1
祝吉	4
五十市	5
横市	2
沖水	2
庄内	3
中郷	1
山之口	1
高城	1
山田	1
高城・山之口	1

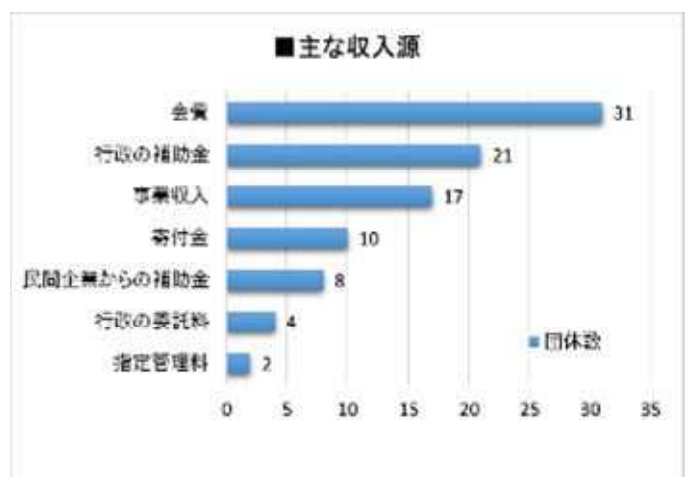
質問 10. 年間予算規模はどのくらいですか



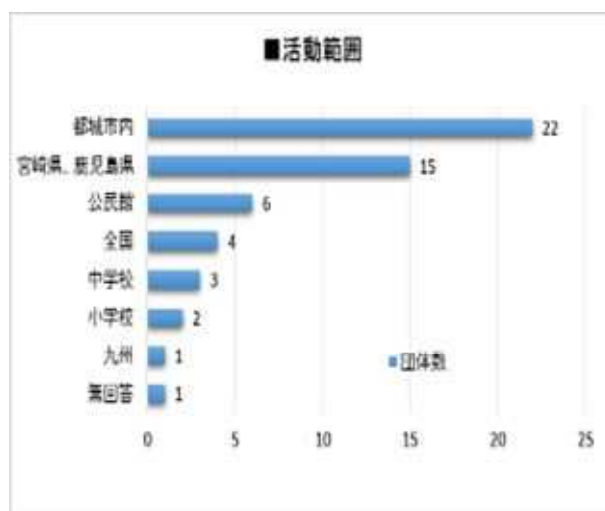
質問 8. 活動頻度はどの程度ですか



質問 11. 過去1年間の主な収入源は何ですか

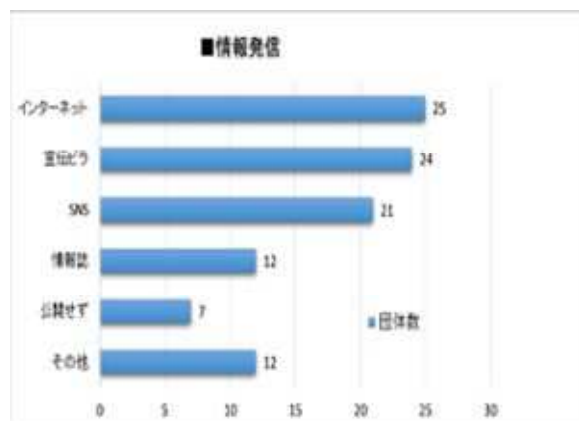


質問 9. 活動の対象となる地域の範囲はどの程度ですか



質問 12. 情報発信をどのように行っていますか (複数回答可)

※「情報発信」とは、利用者・参加者に呼びかけることを指します。

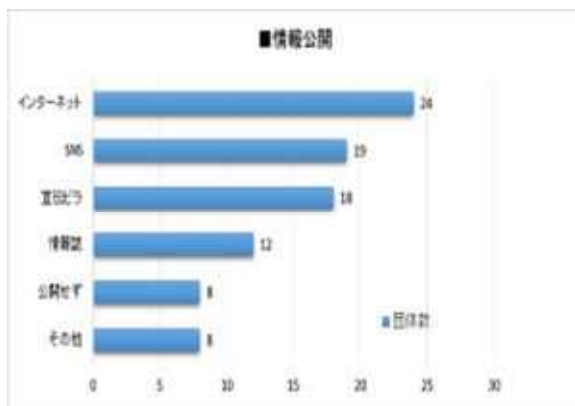


(その他)

月 1 回発行の便り、企業・団体へ直接働きかけ、会報（2 団体）、ハガキ、会員による広報、無線通信、公民館回覧板、市役所・自治会回覧板・包括支援センター、寄り合いどころに毎月行事予定表を案内配布、病院の受付チラシ・スーパードアステッカー等、市の広報

質問 13. 情報公開をどのように行っていますか（複数回答可）

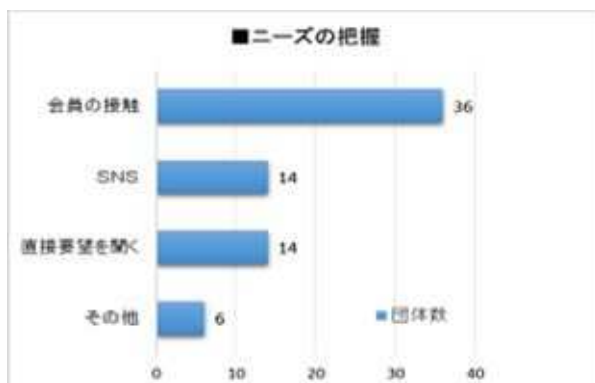
※「情報公開」とは活動内容などを対外的に知らせることを指します。



(その他)

月 1 回発行の便り、企業・団体への直接説明、市・社協・紙芝居上演先などで説明、地区社協のたより等、運営委員会や補助金・助成金の実績報告、通信〈会報〉、事務所兼自宅に開示

質問 14. 市民のニーズをどのようにして、つかんでいますか（複数回答可）

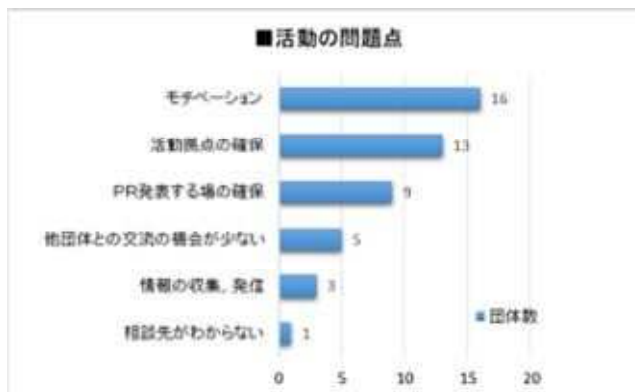
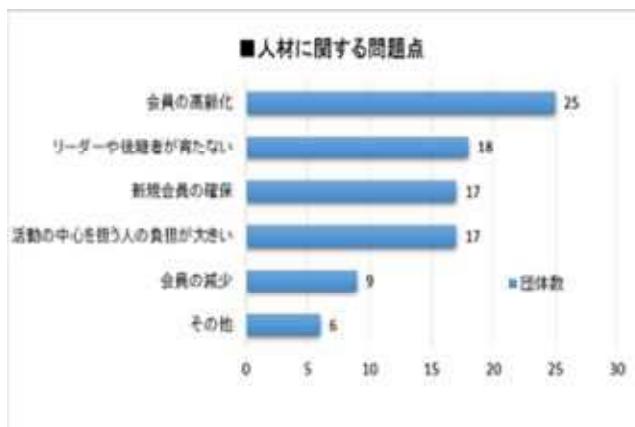


- 行政が直接タッチできない問題を紹介してもらい、市民(団体)に直接接触している
- スタッフ会を開き、意見をきく
- 紙芝居 90 分授業やリレー上演、紙芝居講座の時にアンケートをとっている
- コロナ感染拡大以降活動しておりませんので把握出

来ません

- 年 1 回アンケート
- 役員会等の意見・病院の窓口と密に情報交換している
- 病院・施設での活動を実施した際に直接的ヒアリングを実施、また不定期開催の催事でアンケート調査を実施

質問 15. 現在活動をするうえでの問題点・障害がありますか

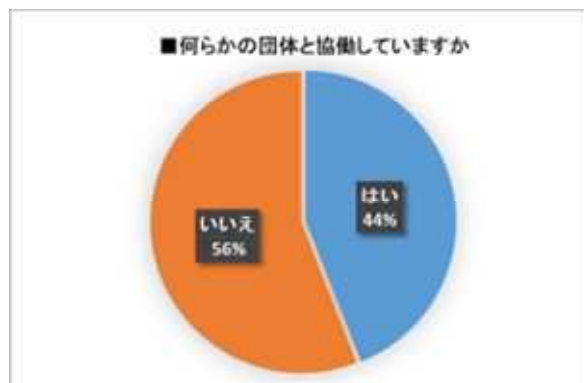


- コロナ感染症のため、行動制限があること
- 代表が県外にいる
- 慢性的な人材不足
- 地域の福祉課題に対する関心の低さを感じている



II 協働に対する取組について

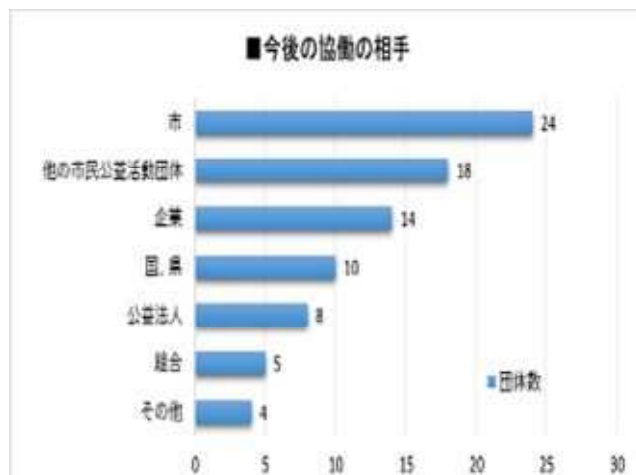
質問 16. 現在、何らかの団体と協働していますか



質問 17. 今後、貴団体の活動において、新たに協働をしていく可能性がありますか



質問 18. 今後、希望する協働相手は、どのような団体ですか（複数回答可）



質問 19. 上記で回答された団体と、具体的に取り組みたい事業等があれば教えてください

- ・クリーン作戦等の人の動員・活動を広める為の手段、次世代ボランティア活動家養成
- ・食品の海外輸出に対し、企業へのアドバイスを行っているがこの分野の充実をはかりたい。
- ・各市、郡の観光協会、市役所、商工会とイベントや観光の活性化
- ・教員向けのワークショップ
- ・高校、大学生の担い手育成
- ・市内小学校 37 校のうち、現在、7 校で紙落居上演活動を実施している、残り 30 校余で紙芝居を上演し、これから将来を担う子ども達に感動と紙芝居の魅力を伝え情緒豊かな精神を備えさせておきたい。
- ・フリースクール
- ・ホールでの子ども向け舞台公演
- ・一般の方と踊る場で、一緒に入って踊って欲しい。一般の方向けのイベントに参加して欲しい。
- ・育休明けの就業支援・講習会・障がい者の保護者向けの交流や情報交換・不登校時の日中生活の場を考える支援活動
- ・災害に際し役立つアマチュア無線を地域で役立てるために現在都城市と行なっている協働を広げていきたい。
- ・アンケートを実施したいと思っている。協力して下さるところがあれば有難い。
- ・公益財団法人どうぶつ基金、今後は宮崎県、都城市とも深く協働、協力をお願いしたい。
- ・具体的に取り組みたい事業等ははまだ決まってない。今後、スタッフでの話し合い等の結果であると思う。
- ・視覚障がい者の福祉を考える主旨のもの
- ・植樹地の維持・管理に関すること新たな植樹地の提供を受けたい。
- ・文化を通じて子育て支援に寄与する活動
- ・地域住民の自由な自主活動の場づくり
- ・フリースクール
- ・感覚的に過敏さの大きい方たちも（自閉スペクトラム症の方など）楽しめるような、映画鑑賞会を開きたい。（コロナ禍が落ち着いてから）
- ・他支援センター等との交流や情報交換等したい。
- ・当会は骨髄バンクのボランティア活動をしているのですが、行政（社会）と共に周知してゆきたい。医療講演等
- ・不登校、登校拒否問題や子ども若者ケアラー支援

質問 20. 行政と協働して良かったことはありますか。もしあれば、どのようなことが教えてください

- 健康課との「こけない体操」「かみかみ体操」
- 環境政策課 クリーン作戦 国交省・県、土木事務所、市、環境政策課 こどもサミット
- 観光協会、商工会、市役所、都城活性化委員会をつくり、サイクリングマップ、歴史巡りのサイクリングガイド作成
- 「ウエルネス課」の職員の方と約20年前、ウエルネス都市宣言、市民会館での式典。「観光協会」ときりのくら、市民交流会、楽市楽座、アーケード内の七夕まつり、もちお桜まつり
- 毎年2回宮崎県と推進キャンペーンをしている。県内の保健所と共催で登録会を開催している。
- 株主募集への協力、各種表彰への応募
- 都城市広域の方と通信し、情報が出来た。市の防災訓練に参加させてもらい、危機管理課の方と交流ができた。
- 以前は個人で数少ない、のらネコの不妊手術(無料)チケットを申請していたが、市がまとめて申請して下さるようになったこと
- 例会のメインテーマとして保健師の方に来てもらい、お母さん方へのお話や相談に対応してもらおう機会を設けたが、コロナ禍において、中止となった。
- 行政が後援や助成をしてくれることにより信用が増す。(事業協力を他団体に求めやすい)
- オレンジカフェ、こけない体操など地域の情報を共有できたこと。
- こども園や保育園入園の手続きの説明に来て下さり、その後も担当の方とつながりやすくなったので良かった。
- スポーツ政策課 一緒に事業をしたことで街中からも声がかかるようになった。
- 活動中の「郷中教育講座」で補助金をいただいたのはありがたかった。
- 障がいのある方の働きを見てもらい認めもらった。
- 当協議会の活動内容の認知が全国に広がりました。政府機関が発信してくれることで、信憑性ある取り組みとして理解されている。
- 助言や各種支援などの情報を得られる。
- 情報を教えて頂ける。アドバイスを頂ける。
- 会員だけでは観られない規模の公演を、会員外のたくさんの親子と一緒に観れたこと。たくさんの親子に生の舞台をみる機会を作れたこと

質問 21. 行政と協働したことが失敗だったと思われる出来事はありましたか。もしあれば、どのようなことが教えてください

- コロナ関係の規制が厳しい。
- あまり協力的でない事がある(担当者に依る)。
- 会員増には結びつかない。

質問 22. 行政と協働した後、貴団体に何らかの変化がありましたか

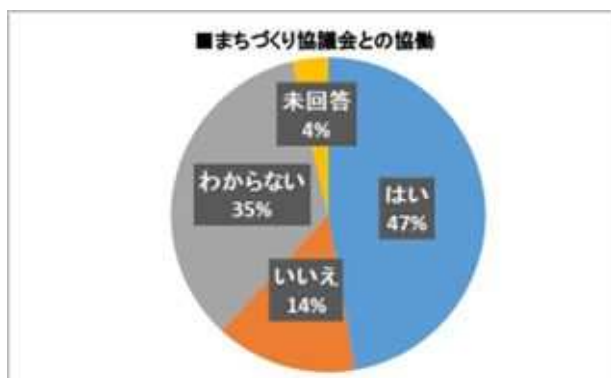
- 市民への信用が出来る。
- やる気
- 会員の皆さん、よろこばれます。
- 一時、有名になりました。ケーブルTV取材他
- 行事・計画のたびに連絡いただいている。地域に役立っているという誇りが生まれた。
- 市が活動の支援をしてくださったため、活動(手続き申請など)で高齢会員には担当者が付き添ってレクチャーなどしなくても済むようになり、その他の活動にあてる時間ができた。
- いつも株主募集にご協力やいただき感謝しています。
- 活動に責任が出てきて、会員のつながりが深まった。利用者の方々が、地域の一員として、自分の住んでいる地域に貢献できたことが自信に変わり、「やりがい」を持って作業ができ、本人に変化が見られた。
- 都城発の取り組みとして、全国に普及させるためには、政府機関との協業は有効だと感じている。
- より深い技術を学ぶようになった。

Ⅲ まちづくり協議会との協力体制

質問 23. 中学校区を単位として設立されている「まちづくり協議会」を知っていますか



質問 24. 今後「まちづくり協議会」と協働または連携して事業等しようと思いませんか



質問 25. あなたの団体がまちづくり協議会と協働で事業を行う場合、どんな事業が考えられますか

- ・まずは顔合わせから始める。
- ・サミット大会、環境大学講座、清掃活動、環境保全
- ・当NPO法人と業態が異なるので現在思いうかばない。
- ・演劇教室
- ・森林教育(苗植え、木材を作った木工教室)、郷土芸能継承事業、しいたけコマ打ち体験、丸太切り
- ・まち協の行事は、毎年同じ行事、事業が多く、新規では入りにくい現状
- ・フリースクール、フットパス(年齢、障がいの有無関係なく、誰もが気軽に参加できる共生社会)、ひとりぼっちをなくす健康づくり、防災にもつながる。
- ・地区の文化祭等で、日頃、自分達の練習した成果を披露させてほしい。
- ・地区文化祭体験授業(フォークダンス)
- ・コンサート、ワークショップ(障がい者に対する)(楽器演奏及び勉強会)
- ・ゴミひろいウォーク
- ・まち協主催イベントでの人力車運行
- ・子育てや介護によって一度仕事を離れた人が再度就職、復職する際のサポート(勉強会や情報交換会など)の企画・実施
- ・町や川などの清掃活動など
- ・無線を使うことにより地域の安全を確保できることの啓発を行う。
- ・環境整備、健康福祉、人材育成、少子化対策
- ・中学生を対象とした教育、文化的な活動を行いたい
- ・旧後藤家商家交流資料館を軸として高城の歴史と文化話や、資料などの説明等を理事長よりしてもらおう。又昔の道具等で体験学習をして学んでもらいたい。

- ・空き家対策
- ・秋まつりの一部の企画に参画
- ・協働を行っている事業はないが、体制としてまちづくり協議会より、助成金を毎年いただいている。また、行事によっては協力をもらうこともある。
- ・どんぐり村で行うイベント等への協力(志和池まち協)
- ・昨年取り組んだ国文祭のまちなか文化祭で姫城まち協、小松原まち協、中郷まち協にご協力いただき、大変助かった。
- ・夏祭りや敬老の日などでの交流イベント等
- ・地域施設との交流やふれあいなど
- ・都城市議会の在り方について
- ・PR事業。本年度山之口地区まちづくり協議会で「山之口よかところ散歩 MOVIE」制作を計画されており、山之口弥五郎どん祭りもPR動画を撮影予定。山之口まちづくり協議会ホームページで情報発信していただいている。
- ・現在、まちづくり協議会より依頼があり派遣などを行っている。(スポーツ教室等)
- ・障がい児者について知ってもらう機会を持つ
- ・伝統芸能の継承や子供の活動支援など
- ・施設開放、障がい児童、高齢者等垣根のない関わり
- ・子育てに窮している世帯へのアプローチ

質問 26. 今後、住民自治組織「まちづくり協議会」に期待することは何ですか

- ・私たちのイベントへの参加
- ・補助金を必要なところに回して欲しい。
- ・まち協事業の推進役の育成(課題解決のための)
- ・学校と地域をつなぐひとりぼっちをなくす 防災に地域全員で取り組む。
- ・仲間づくり、コミュニケーション、健康づくりのお手伝いの一つとして考えて欲しい(フォークダンスも)
- ・市民公益活動支援事業等のチラシや会員受講生募集を各15地区の事務所及び掲示できる様にしてほしい。
- ・市民の声がもう少し分かりやすく行政に届くようになってほしい。そして行政が協議した結果も分かりやすく提示(公開)してほしい。
- ・地域の環境整備を行うボランティア活動等を利用した人づくり
- ・係の方が年1回情報を届けに来てほしい。
- ・特にありませんが、助成金がサロンの運営に大変助かっている。今後も、連携を図ることを意識して、

協働していきたい。

- 今後も NPO とも情報交換や協働体制を持ち、お互いの得意分野を活かして事業を進めることができればと思う。
- 各諸団体の横のつながり、情報共有、ネットワークの構築
- 障がいのある子どもさんや障がいのある方たちを知って頂ける機会があるとよい。
- 情報発信など(2 団体)
- 地域の活動グループの交流会の実施、地域の住民活動推進(現在イベントの開催や大きな組織のリーダーによる運営が主?)
- 本法人の情報発信
- コロナ禍だが出来ることから協働し、みんなで地域を盛り上げよう。

IV 中間支援組織について

※中間支援組織とは、行政と地域の間にとって様々な活動を支援する組織のこと。多くはNPOへの支援などを主目的として発足しているケースが多い。

質問 27. 中間支援組織に相談したい内容を教えてください

- 法的な事への助言、他団体との協働
- 当 NPO 法人のスタッフは個人的に県産業振興課や、みやざきフードビジネス相談ステーションのアドバイザーに登録して活動している、スタッフをサポートする形になっているので相談したい事は特にない。
- 身近な社会福祉協議会を支援組織にしてほしい。相談がしやすい。
- ボランティアで活動しているが、人件費を確保して活動できると良いなど考えている。NPOや非営利での一般社団法人など、どうなのかと教えてもらいたい。
- 運営相談
- 宮崎県地域づくりネットワーク協議会が県から委託されている業務・活動内容・拠点はどこか等の基本的なことをもっと分かりやすく公開してほしい。
- 専門家に頼めば料金が発生するため、できるところは自分達でと思い、就業規則等、作成するが法的な部分がクリアできているかわからず・・・そんな時、相談したい。
- NPOの会計業務など
- 社会福祉協議会、地区社協、活動資金調達、活動内容、資料作成、情報紙発行
- 本法人についての情報発信

• よくわかりません。

- NPO活動団体の主な課題は以下の3点だと感じています。・活動資金不足・人材不足・情報発信不足 そして、非営利活動であるため、地域社会に対しての「地域の社会課題の認識と活動に対する関心や共感が必要」だと、活動から学びました。このようなことを前提とした、NPO組織運営などを学べる(又はディスカッション) 機会の創出を望みます。

V 団体の組織力強化について

質問 28. 法人化を検討していますか



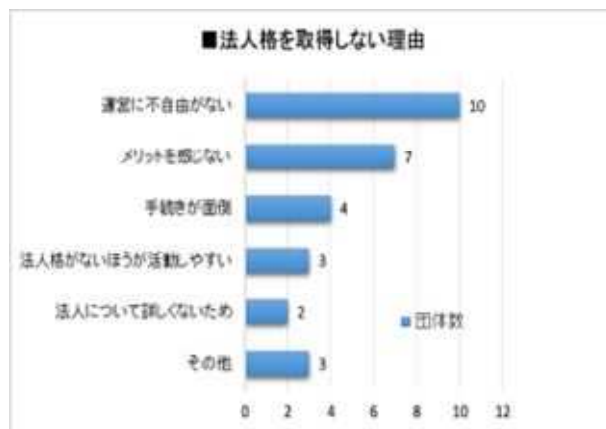
質問 29. 法人化への申請を予定している団体に対して法人化しようとしている理由は何ですか

- 資金調達が楽になる。
- 組織拡大できる。
- 活動範囲が広がる。
- NPOの範囲ではなくなりつつある。
- 人件費を確保して、今まで以上に丁寧な対応をしていきたい。

質問 30. 予定している法人の種類は何ですか

一般社団法人・・・2団体 社会福祉法人・・・1団体

質問 31. NPO法人への申請を予定していない団体に対しての質問です。法人格を取得しない理由は何ですか（複数回答可）



- 公益社団法人日本フォークダンス連盟に加盟、自由な活動がやりにくくなる。
- 現在のこのままで不自由がない・・・と断言できないが、このままで良いかなと思ってしまう。対応できる人材が少ない（高齢者のみのため）。

質問 32. すでにNPO法人となっている団体に対しての質問です。NPO法人になったメリットまたはデメリットを御回答ください

【メリット】

- 助成金を受けやすくなった？(実感としては、よくわからない。
- 世間への信用がある。
- 法人化したことで相談件数が増えた。
- 行政と一緒に活動できる。
- 対外的に信用が増す。
- 法人化することで市民公益事業での予算を獲得しやすくなった。
- 収益事業を推進できる。
- 助成金の申請ができて事業の活動の幅が広がった。
- 認知度の高さ。
- いろいろな活動の支援が受けられる。
- 社会的信頼度が高まるが税制や助成金などサポート強い。
- 委託事業を受託できる。補助金の獲得がしやすい。
- 企業の助成金の申請がしやすかった。
- 福祉サービス事業の指定がとれ、事業展開できている。
- 法人役員さんとの関わりも増え、運営管理も整ってきた。

- 生涯スポーツの推進や体力づくり健康づくりのために事業を行っている事

- 税の免除
- 助成金の申請などができる。認知されやすい。
- 税のメリット
- 信頼されるようになった。
- 資金調達ができる。

【デメリット】

- 書類作成が多くなった。
- 予算の使い方に規制がある。
- 法人税が負担。
- 活動分野が限られている。情報公開の要請に応じる必要がある。
- デメリットは、色んなことにお金がかかるようになった(税金など)。
- 当団体は、障がいを持つ方と一緒に始めたため、長期的な活動は困難。
- 書類の提出が多い。
- すぐく儲けていると誤解を受けることが多い。
- 収入がない。
- 通帳、電話、貸家など代表法人と切り離して考えられ、税理士、労務士なども。
- 法人税の支払いに苦慮した。

質問 33. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により活動への影響がありましたか

- あった。感染予防への配慮
- かなりある(大きい)
- 影響があった。活動方法が工場等の現場で直接アドバイスなので、作業が非常にやりやすかった。
- 行政がかかわるイベントの中止。
- 活動開始にあたり、年月が流れ、今迄の参加者に参加依頼ができなかった。
- 感染拡大により、以前同様の活動ができなくなり多大なる影響が生じている。
- 14カ所の福祉施設で絵や書を教えていましたが、すべてやめた。
- 活動計画の軒並み中止と通常施設上演の中止(紙芝居上演、紙芝居90分授業、リレー上演、紙芝居講座、PR活動など)
- 活動回数が半分以下になった。(2年間)
- 3年間活動ができない。
- 会場閉鎖、公演の中止、子どもたちとふれあう活動の減少 会員交流の減少
- 感染者の多い時期(現在も)は、練習を休止又、施設

への訪問もできない。

- 会場閉鎖時以外、活動。高齢者が多いわりにだれも感染者にならず、大丈夫だった。
- 集まることができなくなったため講習会ができなかった。
- 会員の減少、活動の制御
- 3年間全く活動ができません。
- 開催できないこともあったがそれと同じくらい募集をすることそのものに迷うことも度々あった。(人と集うことがいけないことのように言われることもある。)
- 少しあり
- 各種イベント中止
- 年に何回か行っていたマルシェやミニコンサートなどの活動ができなかった。
- 会員の交流ができなくなった。忘年会などの行事が中止になった。
- 参加者が急に減った。
- 会議などを大きく頻繁に行うことができなくなった
- 感染拡大により、計画していた事業(特に密になる事業)は実施を取り止めた。そのため入館者数も減った。
- イベント、活動ができない。
- 土曜日、長期休暇だけでなく、学校が休校になったため朝からの開所日数が多くなった。
- 利用の減
- イベントが減った。
- サロンは月1回定例会として設けているが、昨年度は、6回を中止とした。今年度も、実施の有無を十分に検討し、8月までで2回のみの実施に至っている。
- 令和2年度、3年度は、開催できず、残念でした。
- どんぐり村の閉鎖や、イベントの中止・変更
- コロナ感染者拡大のため、休館を何度も繰り返したため、年配の利用者の衰えと認知機能の低下が顕著にみられた。講演会、イベントの中止、人数制限をする必要があった。
- 生活困窮に関する支援数、支援物資、相談件数が増加した。
- 利用者(子どもさん)やその家族がかかったり濃厚接触者になったことで、利用者が休まれたり、事業ストップをし、収入が減っている。
- センターを閉鎖することがあった。
- 活動ができなくなった。
- イベントの延期と活動の中止
- 令和2年、令和3年と山之口弥五郎どん祭りが縮小

開催となり、一般の方に祭りを見ていただけていない。

- 交流によって生きがいや健康維持にめざす活動なので、大変影響を受けました(集まることが出来ない)。
- 施設の閉館及び教室等の中止
- ボランティアまつり、ボランティア体験活動などの当会の主たる活動ができなかった。
- 4月利用者及び職員が感染し事業所を休まざることもあった。
- 対面できない。
- 2年間、活動(総会、講演会史跡めぐりなどを)中止した。
- 特になし
- 感染により、事業所を閉鎖せざるを得なかった。2、3日続くと、影響あり。
- 認知症超高齢者との接触ができないため、病院や介護事業所での農作業による認知機能改善ケアプログラムの実施ができなかった。
- 計画した活動ができなくなった。
- 活動するにあたり責任重大になった。
- 登録会とは別ですが、普及活動を行政のイベント会場で行ったりしていたので、活動の場が無くなった。

質問 34. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を解消するために取った対応策がありましたら教えてください

- 感染予防(車・椅子テーブル・手すり等消毒全員の検温・うがい、手指消毒・パーテーション・空気清浄)
- 三密を避け、コロナ対策を取り規模を縮小した。
- アドバイス時期をずらす(発生人数が少ない時期)
- 担い手側の人数制報
- 工場で実施するコロナ対策(ガイドライン)にそって実施
- プランはあったが、費用がかかりすぎ、実施できなかった。
- 感染防止対策の徹底
- 手指消毒、検温、マスク着用(マスクを外さない)
- 参加人数の調整、広い会場の予約、消毒や部屋の換気など
- 手をつながない、ノーハンドで踊る、二重マスク、休憩時間おやつなし。
- マスクの配布、フェースシールドの配布、消毒剤の導入、温度計(体温・非接触)の購入、行事保険等
- 飲み会の停止、食事会
- 無理に実施しない。実施する際は定員を少なく、会

- 場を広く確保する等の対策を行った。
- 国や行政の感染対策に沿って行った。
- 店内に手の消毒液のスペースを作った。
- アマチュア無線で月水金の夜 8 時半から地域の話話を話してもらう「ワッチタイム」を行なっている。
- 会議の縮小、リモート等での会議を行った。
- 入館者数が多く密が予想される事業に対しては、日数を 2 回に分け前期、後期で実施した。またイベントの規模を小さくするなどの工夫をしながら実施した。
- リモート会議
- 手指消毒、手洗い、不織布マスク徹底、おやつ等黙食、室内・トイレ・机、おもちゃ等消毒、オゾン発生器使用
- 出入り制限、ライン会議、非接触体温計の配布、マスクの配布、つい立ての設置、アルコールの配布などをした上での活動
- 主にメールで営業活動を行った。
- サロンの活動場所を屋外にして、神柱公園で実施した。
- 消毒の徹底、人と人との距離の確保
- 感染予防対策(検温、消毒、利用者聞きとり記録)、環境整備(換気のための網戸設置、サーキュレーター設置、パーテーション購入等)
- 学習支援事業、子ども、大人の居場所支援事業
- とにかく、自分たちがかからないように感染予防や抗原検査等で確認する、ということぐらいしかできず
- こまめな手指、おもちゃの消毒、来所者の手洗い、検温の徹底
- 活動休止状態にした。
- 感染防止対策の周知、徹底
- 一般の皆様に見ていただく祭りのため、通常開催ができなく、やむをえず、関係者のみの縮小開催となった。
- 集合→訪問→ふれ合わない訪問、マスク着用、消毒、三密をさけるなど工夫して少人数で準備し、友愛訪問をしていましたが、9 月は購入したものをふれ合わない訪問で健康状態を把握することにしました。
- 屋外での活動を、人数を制限して行った。
- 休業時業者に依頼し全室消毒、保護者とのメール連絡、利用者及び職員の RCR 検査等
- 往来の際は必ず抗原検査
- 二重マスクとか車内消毒とか、ピリピリ気をつける。
- マスク着用、手指消毒など
- 三密を避ける。

- 体温(1 日 3 回)健康チェック、消毒、施設内でのルールの取り決めを行った。
- 当協議会の活動は、医師からの指導により、実施困難と判断が下った。そのため、出来ることに注力し、環境の整備と情報発信に注力した。活動記録を政府や研究機関・大学に提供し、更に全国に知らしめることができ、当活動の必要性や必要としてくれる方々が全国にいることを認識できた。そうした新たな意見やニーズを反映して、活動を更新していくことができると感じる。

質問 35. 第3次都城市市民公益活動推進計画(平成30年3月)について、令和4年度までの5年間を振り返って、計画の実施内容について御意見があれば御記入ください

- コロナの影響が大きく、スタッフ一同やる気がなくなりつつあった。計画の見直しが必要だ。
- フォークダンスサークル単独でイベントを兼ねて会員募集をしたが、入会する人ゼロ、他団体と一緒に何かした方が良いのかも。
- 市民公益活動の範囲が幅広くなり、活動がやりやすくなった。
- 高城町内又は地域住民の活性化に向け、季節毎に最低 4 事業を実施し、その他、歴史、文化に関する事業をできるだけ実施してまいりました。市民公益活動の補助金が大変助かっております。
- コロナで実施されなかったイベントの予算について全額戻すのではなく、準備に要した額は可能としていただいているのだろうか・・・
- 特にありませんが、今回の調査にあたって、初めてホームページで第3次計画の内容を確認しました。多方面から多くの情報収集によって大変いい計画が作成されていることを知りました。
- 市民公益活動についての地域住民の自主活動の場は、いつでも自由に利用できる場があること、月、週 1~2 回開催の活動ではなく、利用する人が自分たちで企画運営し、自主的に活動できる場の必要性を感じる。町内会、公民館など住所に関係なくいつでも、集まれる場所があちらこちらにたくさん必要だと思う。
- 継続は無理なので法人をやめる。
- 役所側の計画やりっぱなし、公務員の横柄な態度
- 私達の活動が継続できたのは公益事業の助成があったからこそと感謝しています。また私達の活動から地域に若い人達の地域ボランティア組織が生まれ活

動していることはとても嬉しいです。

- 平等に支援してほしい。
- 本推進計画に沿って、NPO 法人の活動により、どのような地域が変化したのか、正直、あまり実感がありません。こうした公益活動推進計画は、都城市として、NPO活動団体にどのような活動を望み、どのような成果を望んでいるのか、それぞれのNPO活動団体に対して、理解を促す機会があっても良いのではないのでしょうか。
- 市民公益活動が広く市民に周知されていない気がします。
- 池田市政になってこども課の助成金の限度3年間で廃止になったのが大変良かったです。

質問 36. 第4次都城市市民公益活動推進計画(令和5年度～令和9年度)策定に向けての御意見、御要望があれば御記入ください

- 市職員の意識で、9割が公益活動に参加と有るが少ない。100%参加し、リーダーシップを取る必要が有ると思う。最近公民館加入が少なく入っている人への負担が大きく公民館は崩壊状態です。公民館に入っているお得感がなく、今後も減少していけば市役所の負担も大きくなる。NPOに対する市職員の対応も担当者で大きく変わる。サービス精神
- 自転車を使って、健康促進。観光に私どもNPOを利用してください、そして委託費を下さい。
- 色々な情報など、ITが主流になりつつあるが、高齢化社会になり、デジタル(情報)難民が増えつつある。総合支所、社会福祉協議会等に講座や指導をしてくれる人の配置をお願いしたい。大事な事は紙面での情報も必要ではないかと思う。
- 市民公益活動の効果測定法の開発
- あーあれね、年寄りが踊る・・・というイメージ、今の時代には合わないのかと思うと悲しい。もう一度FDの良さをわかって欲しい。ウエルネス都市宣言の時は市長さんも江夏氏も一緒に踊ってくれた。市の協力が欲しい。
- 行政と活動団体がウィンウインの関係で、共にプラスになる関係を築けるような体制づくりを望みます。
- ハード面の地域づくりにプラスソフト面(精神面)を加えたボランティア活動等を通じて人づくりをすると思います。
- NPO 高城歴史文化のまちづくりフォーラムとしては、今までの活動を大事にしながら実施して行く予定です。今まで通り行政からの補助金などあれば大変有難いと思います。

- 第3次計画の柱1の方策1や2は、とても大事な取組だと思います。引き続き、その内容が、市民や、子供たちにとって、より、魅力的で意識が持続するよう企画して欲しいです。
- NPOの相談や情報を取得するための中間支援の窓口は必要だと思います。自公連、まち協、NPO、三者の共同の事務所にして全ての相談や事業を行ってほしいかがでしょうか。
- 空き家を借り上げて継続的に活動できる体制づくり(行政職員の理解と支援)を期待します。「寄り合いどころ福八」を通じて地域住民のニーズと自主性を知りました。地域住民のコミュニティが広がり、活性化できることを実感しました。
- サラリーマン根性の公務員は外してから、計画と実行をして下さい。
- コロナで交流会ができませんでしたが、活動の内容が公開できると他組織の活動が参考になると思います。いきいきと都城市民の活動が発展することを願っています
- こうした推進計画は、地域でのNPO活動団体のヒアリングや実態調査などの上に作成されているのか、疑問に感じるところがあります。全ての社会課題を行政や政府が対応することは、不可能です。社会的なニーズが多様化し、個人の尊厳が尊重される時代に、これまでの画一化した取組みではフォローできないことが増加してきます。政策や制度のスリットに落ちてしまった当事者たちのセーフティネット的な役割として、私たちの活動の意義はあると活動から学びました。時代の変化に合わせ、官民がそれぞれの課題やビジョンを共有した上で連携し、計画策定し、全体の幸福を目的に対して、推進して行く必要があると感じます。

〔2〕 市民公益活動と行政の協働に関する職員意識調査について

本市は「都城市総合計画」において、重点プロジェクトの一つに「協働（きょうどう）によるまちづくりの推進」を掲げ、市民と行政の協働によるまちづくりの推進を図ることとしています。

これらの活動を推進していくため、平成30年3月に「第3次都城市市民公益活動推進計画（平成30年度～令和4年度）」を策定しました。

令和4年度で第3次推進計画が終了するに当たり、「第4次都城市市民公益活動推進計画」の策定を現在進めております。

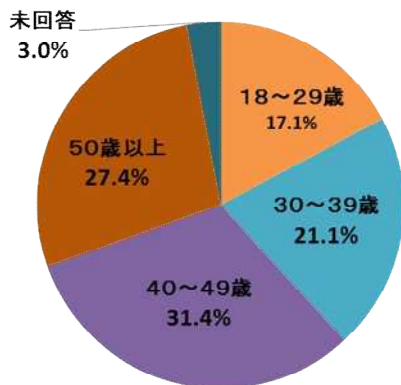
つきましては、市民公益活動と行政との協働に関する都城市職員意識の基本データとしますので、アンケートに御協力ください。

調査対象：都城市職員 各課長以下全職員（療休中、育休中、長期派遣中、コロナ感染者等は除く）

回収人数：1277人

I 調査表にご記入いただく方についてお尋ねします（問1～問5）

問1 年齢は？

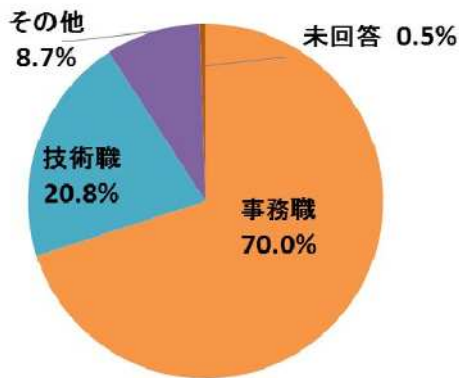


18～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	未回答
219人	269人	401人	350人	38人

問2 所属部署は？

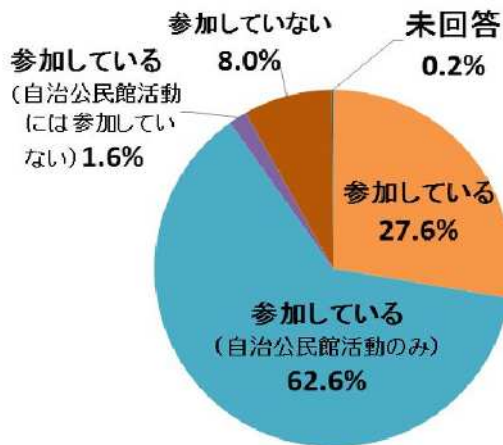
総合政策部	58人	土木部	103人
総務部	152人	会計課	10人
地域振興部	210人	教育委員会	80人
環境森林部	60人	水道局	78人
福祉部	145人	消防局	162人
健康部	78人	議会事務局	5人
農政部	63人	監査委員事務局	6人
ふるさと産業推進局	13人	農業委員会事務局	11人
商工観光部	43人		

問3 職種は？



事務職	技術職	その他	未回答
894人	266人	110人	7人

問4 あなた自身は、私的活動として市民公益活動団体に参加していますか。過去に参加した経験がある場合は、「参加している」として回答ください。※最も近いものを1つだけ選んでください。

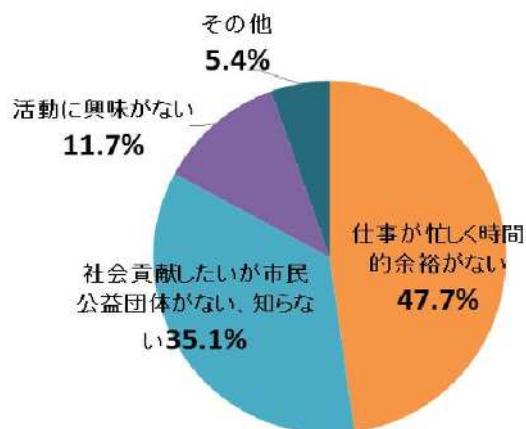


参加している	353人
参加している(ただし、自治公民館活動のみに参加している)	799人
参加している(ただし、自治公民館活動には参加していない)	21人
参加していない(参加した経験もない)	102人
未回答	2人

【自由記入欄】

- ・自治公民館の活動参加はもう少し掘り下げるべきでは。
- ・市民一斉清掃等も参加に入ってしまうと思うが、市民一斉清掃等は必ずしも自治公民館に入っている必要はないため、市民一斉清掃等を除くなど、自治公民館独自の行事への参加の有無を確認する質問に絞るべきではないか。

問5 問4で、「4 参加していない(参加した経験もない)」と回答された方のみにお尋ねします。参加していない理由は何ですか。※最も近いものを1つだけお選びください。



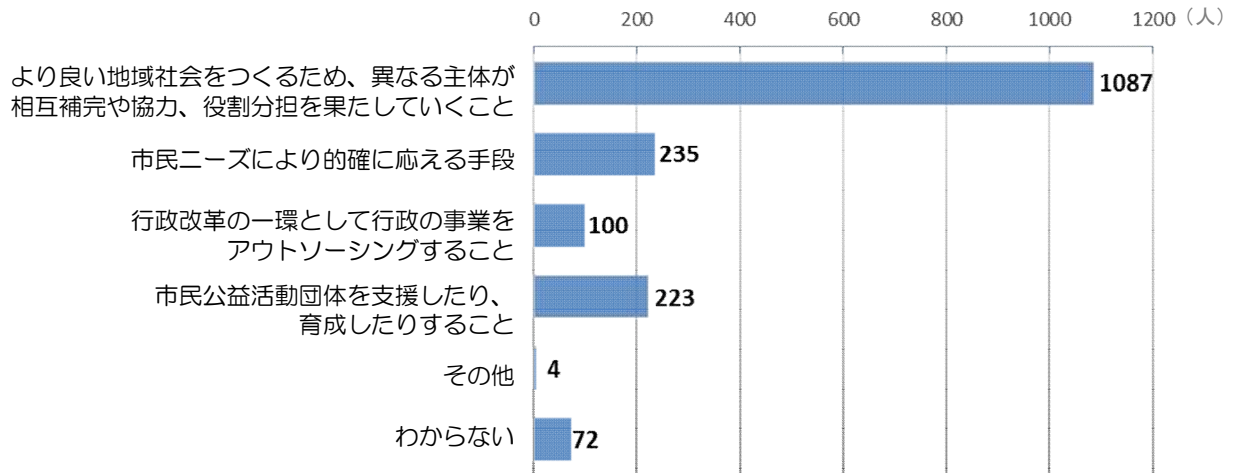
仕事などが忙しく時間的な余裕がないため	53人
何らかの形で社会貢献したいと思うが、参加したくなる市民公益活動団体がない(知らない)ため	39人
市民公益活動に興味が無いため	13人
市民公益活動への参加の有無は、人事評価等に影響しないと思うため	0人
その他	6人

【自由記入欄】

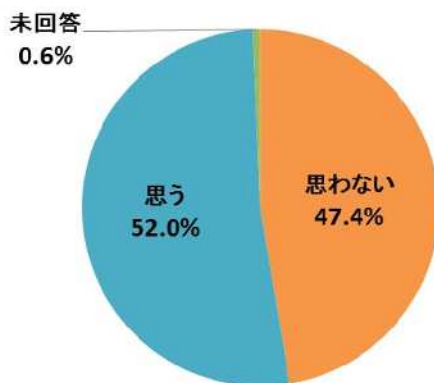
- ・市外在住のため。在住地での活動は行っている。

Ⅱ 協働に対する意識についてお尋ねします (問6～問12)

問6 あなたの考える「協働」のイメージは、どのようなものですか。※複数回答可

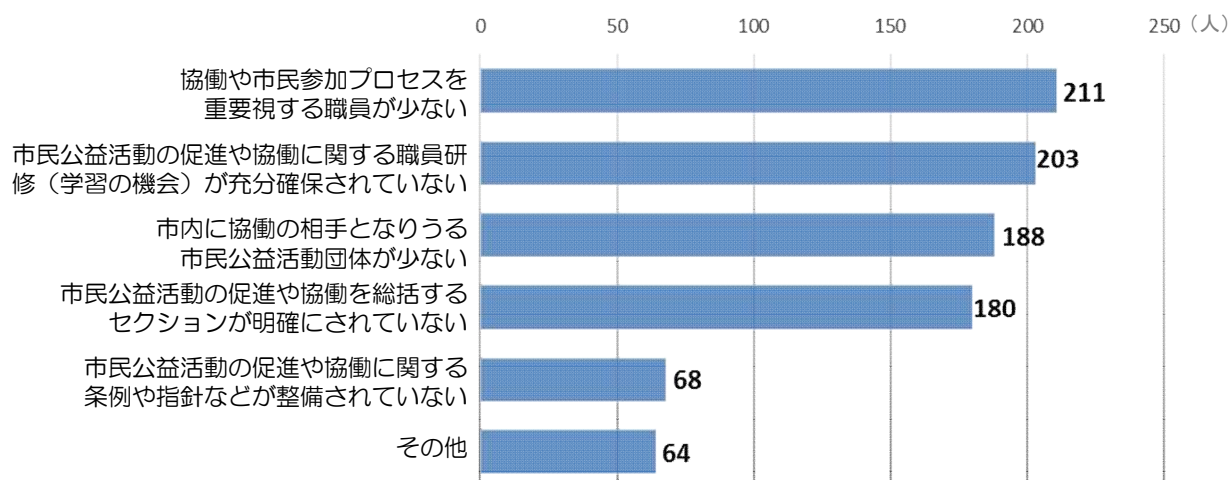


問7 都城市では、市民公益活動団体と行政との協働が進んでいると思いますか。※最も近いものを1つだけ選び、続く設問へ進んでください。



進んでいると思わない	605人
進んでいると思う	664人
未回答	8人

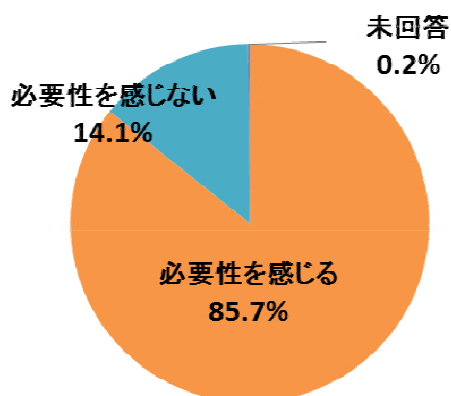
問8 問7で「進んでいると思わない」と回答された方のみにお尋ねします。そう思わない理由は何ですか。
※複数回答可



【自由記入欄】

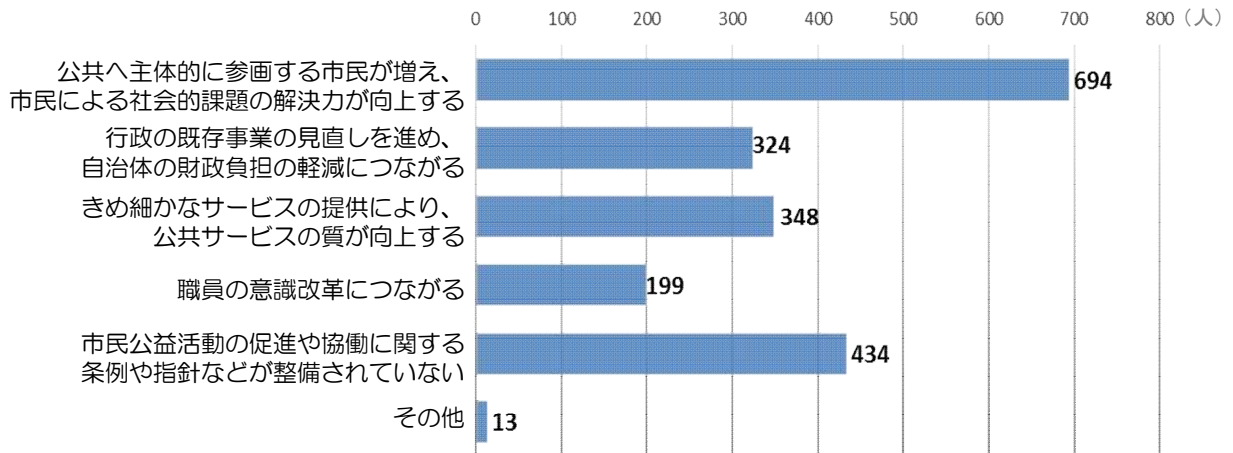
- 都城市は、公共サービスが充実しているためか、必要性や危機感が希薄していると感じる。
- 協働ではなく、要望や不満のはけ口と感じることが多い。協働とは、仲間であることが前提とと思っていましたが、個人の地域活動は、そうではありません。地域活動は、個人としての参加でも、行政職員としての言動と捉えられます。常に行政職員として参加すべきということでしょうか。粛々とするべきものです。計画は、市職員としての立場についてのものであります。勤務上の協働は何の問題もありません。問題は個人参加です。立場や対応が、市としても団体においても、混在しています。市が職員に対し、勤務としての参加を希望であれば、皆対応の仕方も変わってきます。個人としての参加ではなく市職員としての参加を説くべきと思います。
- 市内で行われている市民公益活動にどんなものがあるのか、どうすれば参加できるのかが分からない。知る機会が少ない。
- 情報発信が少なく、協働の取組や成果を知る機会がない。

問9 これからの公共サービスにおいて、市民公益活動団体との「協働」を推進していく必要性を感じますか。



必要性を感じる	1,095人
必要性を感じない	180人
未回答	2人

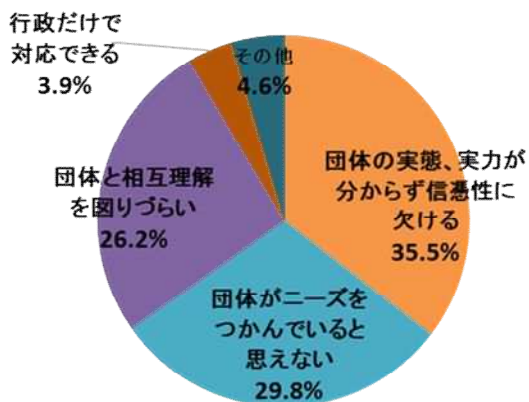
問10(A) 問9で「必要性を感じる」と回答された方のみにお尋ねします。その理由は何ですか。
※複数回答可



【自由記入欄】

- ・現在の日本では少子高齢化が叫ばれ、福祉に携わる業界では 2025 年問題とよく話題にあがるテーマがあるが、本市のような地方では積極的な若者の地域貢献活動が非常に重要なポイントとなってくる。私は地方創世という観点から出身である本市へ移住してきたが、まず最初に驚いたことは若手職員に地域を守ろうという意識が大きく欠けていること(消防団及び公民館に嫌々入る等)があった。一重に人事採用の段階から、地元愛のある職員を抽出すれば協働はより進むのではと考えます。
- ・行政と市民（NPO法人）の役割分担がうまく機能している事例について、鹿児島島の自治体で聞いたことがあります。https://ei-okosokai.jimdofree.com/講演会でお聞きしたレベルのため、詳細は分らず申し訳ありませんがご参考下さい。・「協働」することは手段であるが、「目的」となっていることが多い。「目的」となっているために、効果等の検証が行われることはなく、結果、非効率な場合においてそれを修正したり止めることがない。

問10(B) 問9で「必要性を感じない」と回答された方のみにお尋ねします。

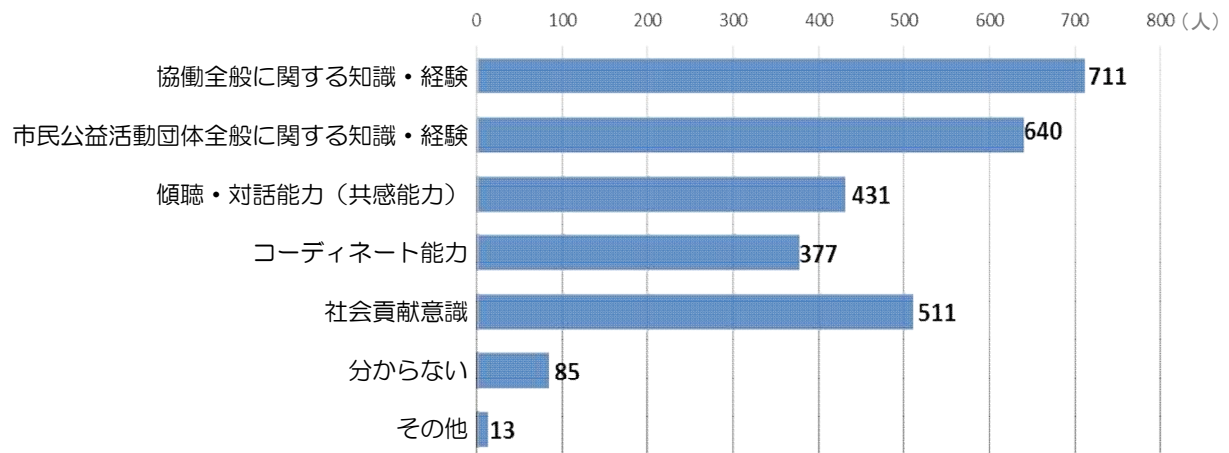


市民公益活動団体の実態、実力が分からず信頼性に欠ける	100人
市民公益活動団体がニーズをつかんでいないと思えない	84人
市民公益活動団体とは、相互理解を図りづらい	74人
行政だけで対応できる	11人
その他	13人

【自由記入欄】

- ・仕事もして子育てもして介護もしながら公益活動までできる余裕はない。時代遅れ。
- ・「協働」することは手段であるが、「目的」となっていることが多い。「目的」となっているために、効果等の検証が行われることはなく、結果、非効率な場合においてそれを修正したり止めることがない。

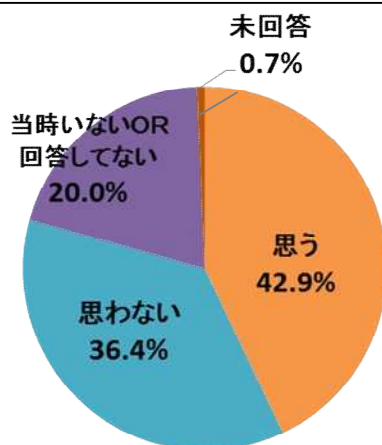
問11 市民公益活動団体との協働をより一層進めるために、「行政職員に求められるもの」は何だと思いますか。※複数回答可



【自由記入欄】

- ・行政職員に負担がかかりすぎる。職員の体と心が壊れるだけ。

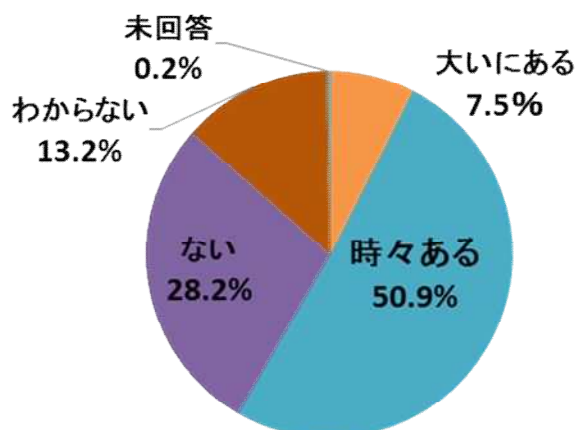
問12 平成30年度に本調査と同様のアンケートを全職員に対して行っています。その当時と比べて、あなた御自身の協働に対する意識は高まったと思いますか。



高まっていると思う	548人
高まっていないと思う	465人
当時はいなかったorアンケートに回答していない	255人
未回答	9人

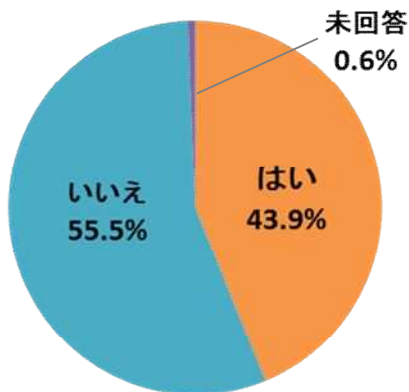
Ⅲ 現在担当されている事務・事業についてお尋ねします (問13~問22)

問13 現在の事務・事業を進めるに当たり、『現場(市民等)のニーズを捉えていない』と感じたことはありますか。



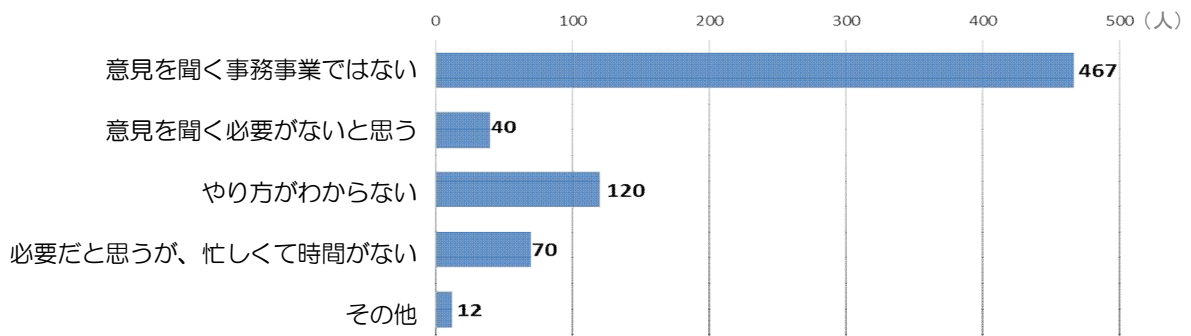
大いにある	95人
時々ある	650人
ない	360人
わからない	169人
未回答	3人

問14 現在の業務において市民や市民公益活動団体の意見を聞いて取り組んでいますか。ただし、パブリックコメント制度の利用は除く。※「いいえ」と回答される場合は、その理由も選んでください



はい	560人
いいえ	709人
未回答	8人

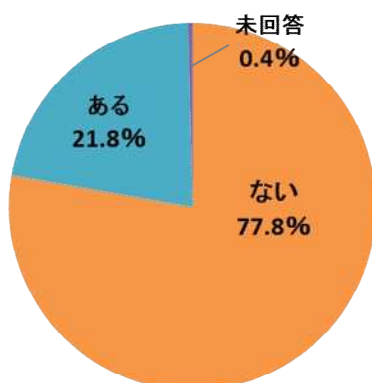
「いいえ」の理由



【自由記入欄】

- 県の関係機関の職員は、「国や県の事業のため、できてしまったから進めないといけない。」という意向が強く、その結果、市民のニーズを取り入れられていないと感じてしまいます。もっと柔軟に進めることができないか日々感じます。
- 上司が協同事業等に対するプロセスや企画力に乏しい。
- 技能業務（現業）職員なので、よく分かりません。
- 現在の業務は基本的に市民からの意見を聞くのではなく要望を聞き対応する業務のため
- 事業の対象となる市民との相互的な連絡手段の構築が進んでいない。

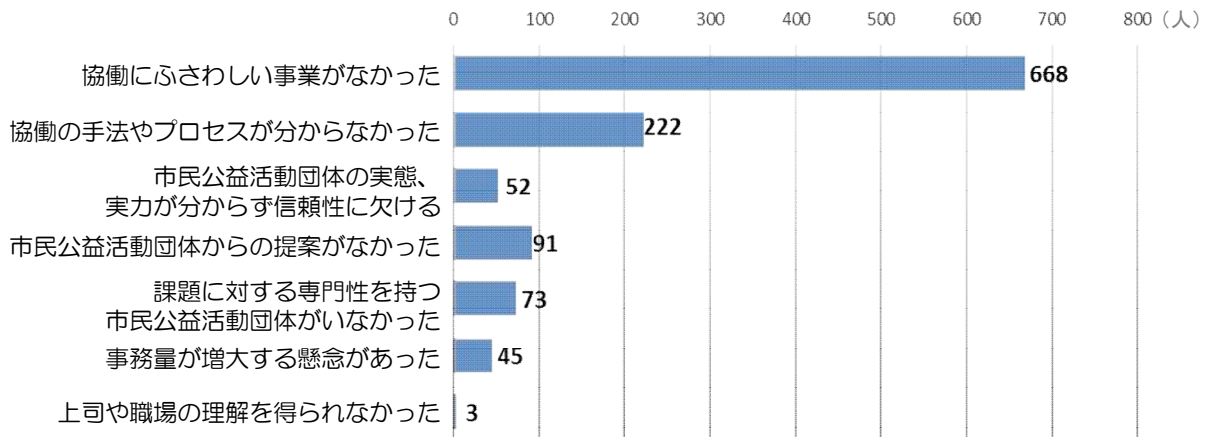
問15 現在の業務において市民公益活動団体と協働した経験はありますか。



協働した経験が「ない」	993人
協働した経験が「ある」	279人
未回答	5人

「問16」は問15で「協働した経験がない」と回答された方のみをお願いします。

問16 市民公益活動団体と協働していない理由は何ですか。※複数回答可。

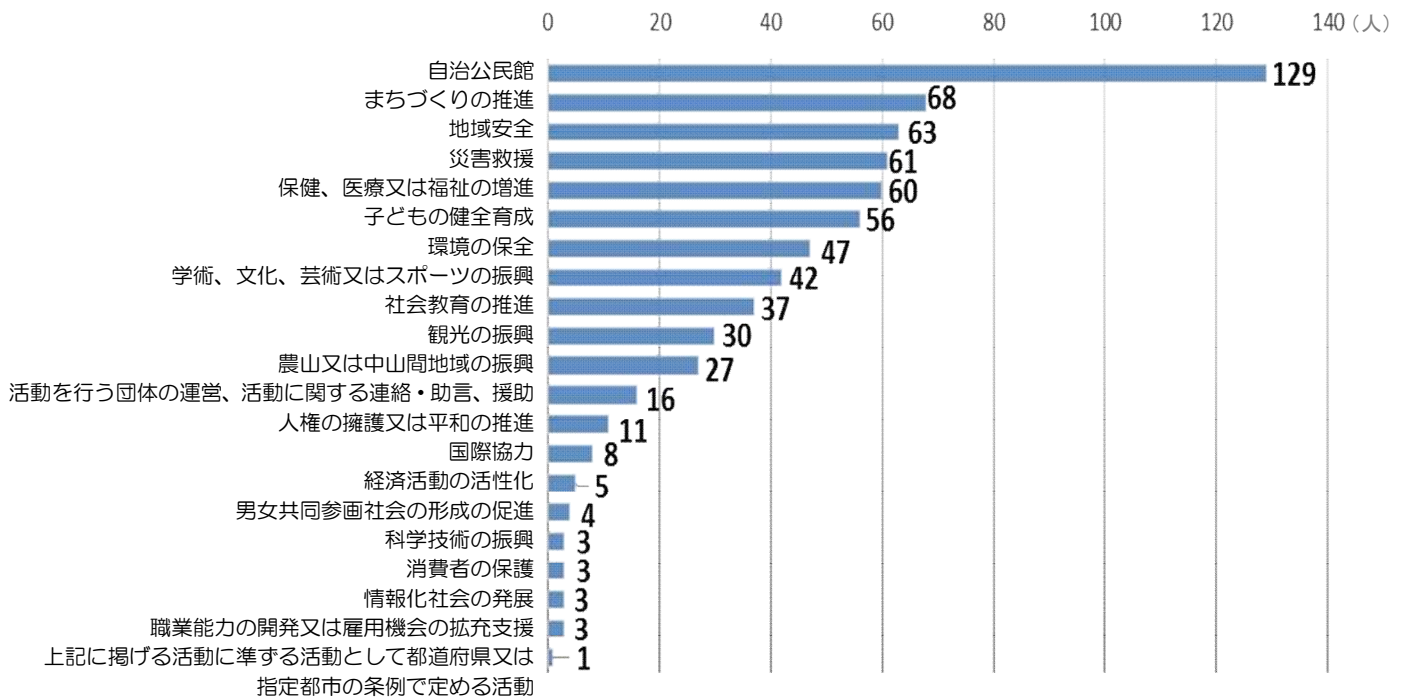


【自由記入欄】

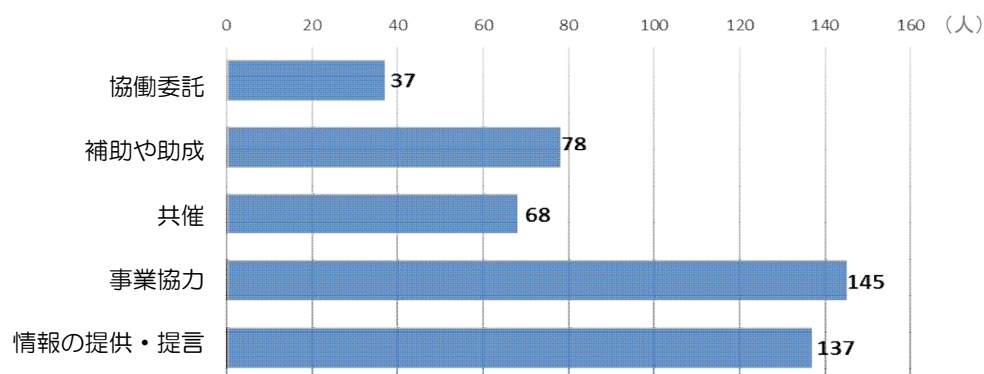
- ・新型コロナウイルス感染症による中止（道路河川愛護運動）

問17 「問17～問22」は、問15で「協働した経験がある」と回答された方のみにお尋ねします。市民公益活動団体と協働したことのある分野は何ですか※複数回答可

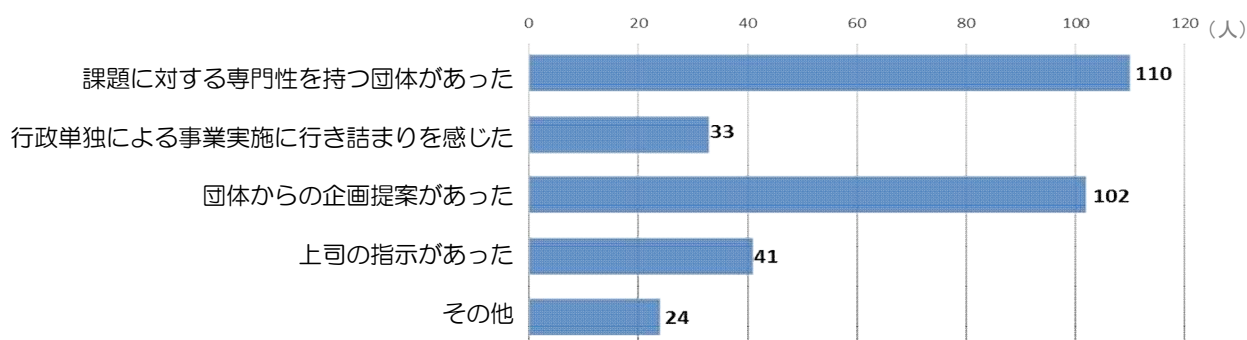
※特定非営利活動促進法（通称：NPO法）に定められた市民活動分野を参考



問18 市民公益活動団体と協働した形態は何ですか。※複数回答可



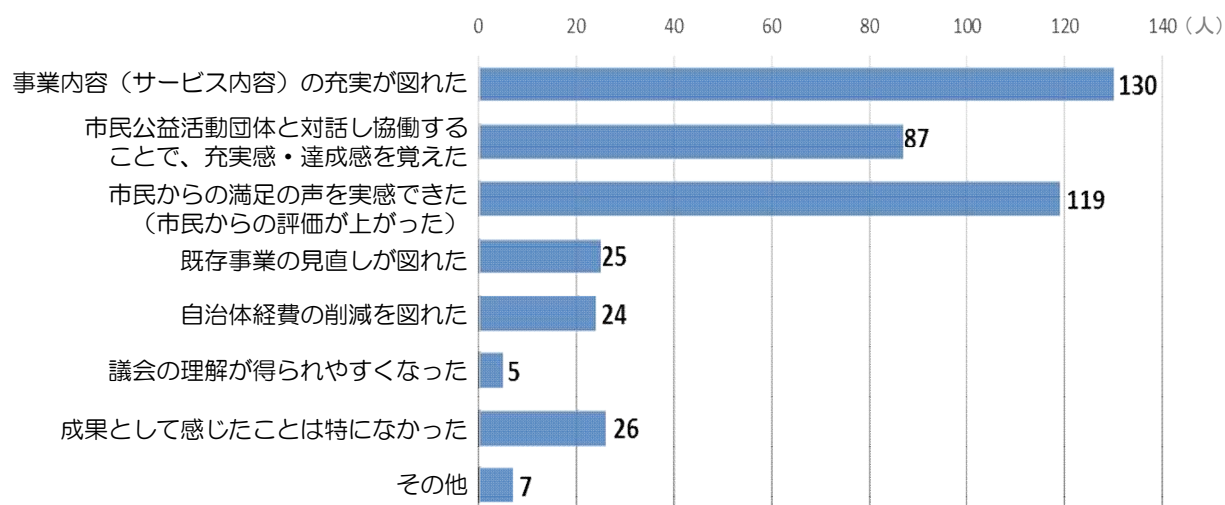
問19 市民公益活動団体と協働した理由は何ですか。※最も近いものを1つだけお選びください。



【自由記入欄】

- 自治公民館等の主体的な活動を支援（補助金交付）するため。
- 地元住民との合意形成がなければ事業の推進が困難であった。

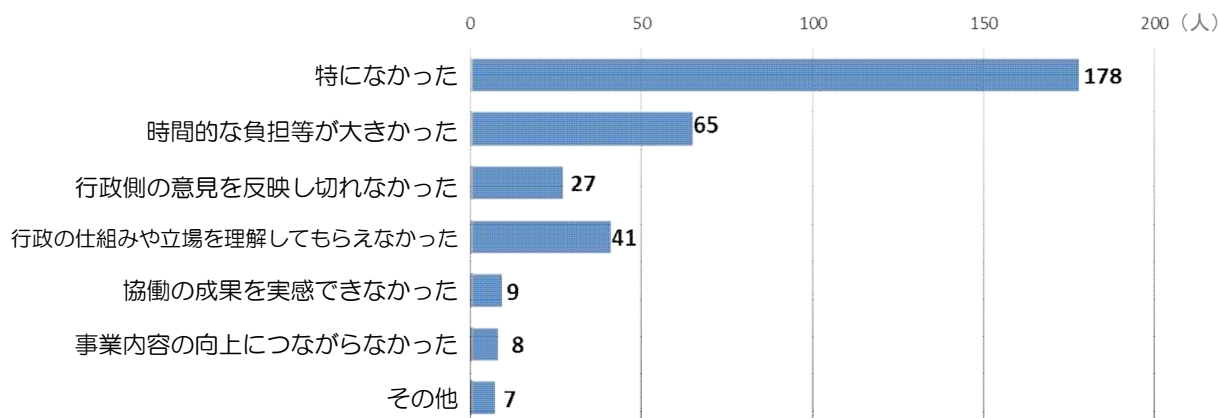
問20 市民公益活動団体との協働を通じて成果として感じたことは何ですか。市民公益活動団体と協働した理由は何ですか。※最も近いものを1つだけお選びください。



【自由記入欄】

- 市民と顔の見える人間関係作りができた。
- 自治公民館等の主体的な活動が継続されている。

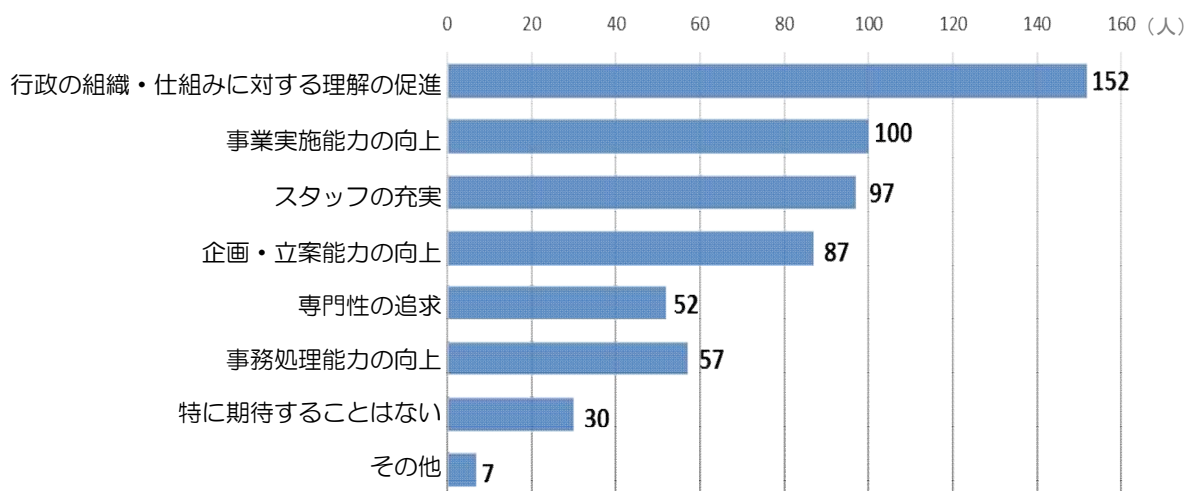
問2 1 市民公益活動団体との協働を通じて不満に感じたことがありますか。※複数回答可



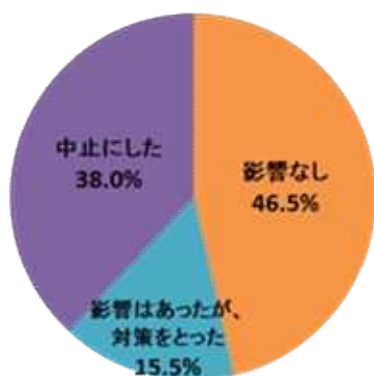
【自由記入欄】

- ・メンバーの意識の差や、知識探求や活動への意欲の差が生じる。(「メンバー次第」という面で状況が大きく左右される場合がある。)

問2 2 市民公益活動団体との協働をより一層進めるために、「市民公益活動団体に期待すること」は何ですか。※複数回答可



問2 3 新型コロナウイルスの感染拡大のため、協働事業に影響がありましたか。



協働事業に影響はなかった	138人
協働事業に影響があったが対応策をとった	46人
協働事業に影響があり、中止にした	113人

【自由記入欄】

- ・協働は、過去のことなので回答しません。

IV その他 疑問、意見、提案等

- ・ 現業職員は事務業務で協働することがありませんので回答するのが難しかったです。
- ・ アンケート、お疲れ様です。日々の生活において、協働と言える活動は、公民館活動しか参加していません。その公民館活動においても、次々と退会者が出ていてコロナ禍もあり、活動と言えば、お花の植栽をしている程度です。

こども会の役員をした時は、登校班に参加していたけれども、登下校を覚えた頃に退会とか、おいおい！って言いたくなるような、いろんな親御さんがいらっしゃいました。婦人部活動では、敬老の日におどりを披露しようと、夜に特訓したり・・・。敬老の日に体の具合が悪くて当日参加できないお宅に、記念品を配る際に感謝されて焼き芋もらったり、ジュースもらったり・・・。参加するまでは面倒くさいのですが、参加したら楽しかったです。でも、実際には、参加しないことでの陰口もあるようで、寝たきりの旦那さんの介護で参加できない奥さんが、毎年、飲み物を差し入れてくださったり、複雑な気持ちでした。今後、強制ではなくて、ふんわり近所やら知り合いやらで助け合いができる仕組みができればいいのになあ・・・と、感じています。具体的にはなかなか思いつかないのですが・・・

- ・ ごみ捨て、特に資源ごみ置き場が公民館ありきになっていて、公民館未加入者を区別・排除するような動きは公平性に欠けると感じます。
- ・ コロナで活動が制限される中で、新しい時代に即した協働の形を計画していただきたいと思います。
- ・ 最近SNS上で、貧困層への福祉活動を行うNPO法人が億単位の活動資金を不正に受給し、また同法人の管轄である東京都が活動実績や領収書の確認をほとんど行ってないという趣旨の話が話題になっていた。税金の用途は地方公共団体の信用に関わる重要な問題だと感じたため、本市においても、監査体制が十分に整備されているか確認いただきたい。
- ・ 市全体で、互助の考え方がもっと広がったらよいと思う。公助だけでは限界がある。互助がもっと当たり前になったら、市民公益活動ももっと広がると思う。
- ・ 市民公益活動団体が、活動内容について必要な法令を知らなかったことで、トラブルが発生した際の対応を誤るといった事例があったと記憶しています。行政が協働する上で、団体がその活動に必要な資金確保（補助金ありきにならない）方法、運営に関する知識、遵守すべき法令など、行政が指導育成し（行政でなくても良いですが）、頼もしい協働相手を育成する必要があると思います。協働するにあたって双方が対等な立場で、公共の福祉を推進するのであれば、まずは相手方が信頼に値する団体でなくては難しいです。
- ・ 自治公民館に関して、必要性の有無並びに、公民館離れへの危惧が年々増えているように感じます。（自治公民館の総会にて公民館の不要論やごみ関係のみの組織への変更など意見が出ました）
- ・ 自治体経費の削減有りきは、無責任に負担の肩代りをさせるだけなので止めた方がよい。
- ・ 職員の公民館活動への参加が少なすぎる。

資料 計画策定委員会

第4次都城市市民公益活動推進計画策定委員会の検討内容

令和4年 6月24日(金) [第1回委員会]	委員紹介 第3次都城市市民公益活動推進計画の検証 市民公益活動団体の実態調査及び市職員意識調査項目について
10月17日(月) [第2回委員会]	市民公益活動団体の実態調査及び市職員意識調査の報告 第4次都城市市民公益活動・協働推進計画(案)の検討
令和5年 2月9日(木) [第3回委員会]	パブリックコメントの結果を反映した計画書(案)の最終検討

第4次都城市市民公益活動推進計画策定委員

No.	氏名	所属団体	類別	団体活動分野
1	前田 薫	NPO 法人オレンジカフェー楓凜	NPO法人	高齢者福祉
2	那須 史代	NPO 法人さらだ	NPO法人	福祉
3	土谷 美和	NPO 法人 りんごの木	NPO法人	子育て
4	徳永 貢	NPO 法人どんぐり1000年の森をつくる会	NPO法人	環境
5	下ノ菌 康浩	社会福祉協議会 地域福祉課 ボランティアセンター	知識経験者	知識経験者
6	朝倉 脩二	庄内地区まちづくり協議会	まちづくり協議会	地域づくり